

入湯税の過少申告問題に係る報告書

平成24年11月7日

尼崎市

はじめに

本件は、平成12年10月から初めて課税されることとなった入湯税について、市内で入湯税の特別徴収義務者に指定される予定であったA社（正確には入湯税の導入前に温浴施設を運営していたのは別法人であったが、平成12年10月の入湯税課税前に温浴施設の運営がA社に承継されているため、この報告書においては、当該別法人と「A社」をあわせて「A社」と称することとする）がその申告納入に難色を示したことから、当時の本市職員が、A社が申告納入する入湯税の税額について本来の税額より低い税額で過少に申告することを一定期間許容することを口頭で約束するという不正な協議・合意を行った事案である（以下ではこの問題を「本件過少申告問題」という。）。

この結果、A社が申告納入する入湯税の税額が平成24年度まで過少なまま継続し、多額の入湯税相当額が時効消滅した事態を招いた。

平成24年4月、県会議員から本市に対してA社に脱税の疑いがある旨の情報提供があり、本市が税務調査を行ったところ、調査の現場でA社の役員から、申告納入している入湯税の税額が本来の税額より低いのは、平成12年当時に本市職員とA社が過少に申告することについて合意した結果である旨の発言があり、併せて、本市による調査から、本件過少申告問題を認識するに至った。

以来、本市は、本件過少申告問題の経緯や原因などを解明すべく、資産統括局において関係者への聴き取りなどの調査を実施してきた。

この報告書は、当該調査の結果、現時点で把握できた認定事実及び推認事項等を整理したものである。

目次

はじめに	1
目次	2
用語の説明	4
第1 入湯税	5
1 入湯税の変遷等	5
2 入湯税とスーパー銭湯	5
3 本市の入湯税の概要	5
(1) 税率	5
(2) 特別徴収義務者	6
(3) 課税免除	6
(4) 納税額等	6
第2 本件過少申告問題の認識	7
1 発端	7
2 税務調査の実施と本件過少申告問題の認識	7
3 本件報告決裁書の確認	7
4 関係者への事実の確認と本件過少申告問題の公表	7
第3 A社から聴いた事情	7
第4 関係者への事情聴取等	8
1 事情聴取を行った関係職員	8
(1) 入湯税の導入時（平成11年度）	8
(2) 入湯税の当初課税時（平成12年度）	8
(3) 入湯税の課税事務の引継ぎ時（平成13年度）	8
(4) その後（平成14年度～）	9
(5) 特別職	9
2 事情聴取の方法	9
3 事情聴取の期間	10
4 事情聴取の結果の概要	10
(1) 入湯税の導入時（平成11年度）の関係職員	11
(2) 入湯税の当初課税時（平成12年度）の関係職員	14
(3) 入湯税の課税事務の引継ぎ時（平成13年度）の関係職員	19
(4) その他（平成14年度～）の関係職員	22
(5) 特別職	28
第5 認定事実及び推認事項等	29
1 入湯税の条例化	29
(1) 入湯税の条例化に係る調査及び回答	29
(2) A社による入湯税の課税に係る照会及び回答	29
(3) 条例化の指導と条例改正に向けての方向性の決定	29

(4)	A社が甲議員に相談した様子	29
(5)	スーパー銭湯の経営者への説明	30
ア	B社	30
イ	A社	31
(6)	入湯税導入の基本方針の決定	31
(7)	改正条例の提案、可決、公布、施行	32
2	改正条例の公布から施行までの経緯	32
(1)	入湯税の課税事務の課税課への移管	32
(2)	『過少申告に注意する方針』の打合せ	32
(3)	A社と課税課の初会合	33
(4)	入湯税の条例化に係る甲議員への説明	33
(5)	説明会事前打合せ	33
(6)	第1回説明会	34
(7)	『過少申告に注意する方針』の変容	34
(8)	参与への入湯税説明	35
(9)	『申告を受理して早期に是正させる方針』から『当局案（20年過少申告 認容方針）』への変容の可能性	36
(10)	『当局案（20年過少申告認容方針）』の説明、合意	37
(11)	申告納入の開始	37
(12)	平成13年度予算の策定	37
3	入湯税の課税事務の引継ぎ及び事務執行	37
(1)	平成13年度	37
(2)	平成14年度	39
(3)	平成15年度	40
(4)	平成16年度	41
(5)	平成17年度	41
(6)	平成18年度	42
(7)	平成19年度	43
(8)	平成20年度	43
(9)	平成21年度	43
(10)	平成22年度	43
(11)	平成23年度	44
(12)	平成24年度	44
第6	本件過少申告問題の責任等	45
1	本件過少申告問題の責任	45
(1)	『当局案（20年過少申告認容方針）』を承認した者	45
(2)	『当局案（20年過少申告認容方針）』の承認に係る責任	45
(3)	平成13年度に本件過少申告問題を改善できなかった責任	46
(4)	平成14年度以降に本件過少申告問題を発見できなかった責任	46
(5)	本件過少申告問題の責任	47

2	外部からの圧力等の有無	47
3	本件過少申告問題が生じた要因	47
(1)	入湯税の条例化の裁量	47
(2)	入湯税の課税内容の幅の広さ	48
(3)	権力行使を伴う税務調査への消極性	48
(4)	法令順守意識の希薄さ	49
第7	再発防止策等	49
1	入湯施設への定期的な調査の実施	49
2	コンプライアンス研修の実施	49
3	公益通報制度の活性化	49
4	誤りのない事務処理体制の構築	49
第8	関係者への処分の方針	50
1	被用者に対する使用者の損害賠償請求、求償の制限	50
2	第三者機関の設置	51
	おわりに	52
	関係資料（別紙1～23）	53～95
	（参考：法令）	
	入湯税に係る市税条例及び法令	96～103

用語の説明	
1	過少申告に注意する方針 入湯税を導入することにより利用客数が減少したとしても一過性のものとして考えられるため、過少申告等がないよう注意する方針（【別紙12】で注意事項として確認されたこと）
2	5年間3分の1申告方針（A社要望） A社から提案された5年間だけ申告納税額を本来額の1/3としてほしい旨の要望に沿った方針（要望）（【別紙1-2】A社案）
3	当局案（20年過少申告認容方針） 本市が提案した施行開始年度より段階的に年税額を増額（990千円/年）し、20年後の適正申告を目指すという方針（【別紙1-2】当局案）
4	申告を受理して早期に是正させる方針 仮に過少申告であったとしても、一旦申告を受理し、修正申告の指導や税務調査により、これを早期に是正させるという方針

第1 入湯税

1 入湯税の変遷等

入湯税は、地方税法が制定された昭和25年に市町村における法定普通税として制定され、昭和32年の同法の改正により環境衛生施設等の整備費用に充てる法定目的税となった。

その後、昭和46年の税制改正により入湯税の使途に「消防施設の整備に要する費用」が追加され、更に昭和52年の税制改正では「鉱泉源の保護管理施設の整備に要する費用」が法文上に明確化され、平成2年の税制改正では入湯税の使途として「観光の振興に要する費用」が追加され、現在に至っている。

なお、入湯税は、「課税することができる」（地方税法第5条第6項）税目ではなく、「課するものとする」（同条第4項）税目である。

2 入湯税とスーパー銭湯

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為といった奢侈的要素に担税力を見出す税目で、その充当目的から「温泉地」における入湯行為を対象としたものであったが、温泉地を有しない地域でも、掘削や運搬による鉱泉の利用が増加したことに伴い、クアハウスや健康ランドといった公衆浴場法上の低料金規制を受けない特殊公衆浴場であるいわゆる「スーパー銭湯」と呼ばれる施設（以下これらの施設を「スーパー銭湯」という。）についても課税対象となってきた経緯がある。

このように、入湯税の課税については、地方税法上は立法裁量が認められていない規定となっているが、現実的には、区域内に温泉地がなく入湯税が条例化されていない地方公共団体内で鉱泉浴場における入湯行為を伴うスーパー銭湯が立地された場合、既に条例化が済んでいる地方公共団体との間に課税、非課税の差異が生じていた実態があった。

平成11年当時、入湯税の取扱いが県下で不統一となっており、市内の入湯施設の鉱泉化を契機に県から本市に対して条例化の指導があったことをきっかけとして、本市においては、入湯税を導入するため平成12年2月議会に尼崎市市税条例の一部改正条例案を提案し、平成12年3月23日可決、同年4月1日公布、同年10月1日から施行することとなった。

3 本市の入湯税の概要

本市が導入した入湯税の概要を整理すると、次のようになる。

(1) 税率

宿泊を伴う場合は1人1日150円、それ以外は75円（尼崎市市税条例（以下「市税条例」という。）第96条の11。本市の場合、宿泊施設がないので一律75円）

(2) 特別徴収義務者

年 度	特徴義務者数 (備 考)
平成12年度～14年度	1社
平成15年度	2社 (H15. 7. 29 1社開業)
平成16年度	3社 (H16. 7. 6 1社開業)
平成17年度～19年度	4社 (H17. 10. 1 1社開業)
平成20年度～現在	3社 (H19. 11. 30 1社鉱泉浴場を休止)

(3) 課税免除

入湯税は、次に掲げる者に対しては、課されない。

ア 12歳未満の者

イ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

(4) 納税額等

平成12年度から平成23年度まで（平成12年度は平成12年11月～平成13年3月の5月分）の入湯税の納税額等は、次表のとおりである。

年 度	特別徴収義務者	納税額 (千円)	入湯客数 (人)	予算額 (千円)
平成12年度 (11月～3月)	1社	4, 124	54, 900	7, 124
平成13年度	1社	10, 137	135, 160	10, 890
平成14年度	1社	10, 286	137, 141	10, 492
平成15年度	2社	28, 277	377, 032	10, 492
平成16年度	3社	53, 676	893, 081	33, 937
平成17年度	4社	60, 721	1, 032, 722	70, 163
平成18年度	4社	67, 976	1, 131, 528	62, 271
平成19年度	4社	58, 377	994, 465	68, 936
平成20年度	3社	37, 701	700, 905	40, 522
平成21年度	3社	36, 247	672, 288	37, 150
平成22年度	3社	35, 979	664, 135	32, 468
平成23年度	3社	36, 641	682, 189	36, 078

第2 本件過少申告問題の認識

1 発端

本件過少申告問題は、平成24年4月3日、県会議員から本市市民税課に、A社に脱税の疑いがある旨の情報提供があったことが発端となった。

提供のあった情報にA社の過少申告を疑わせる記載があり、信憑性も認められたため、以後本市はA社の財務状況等について調査を開始した。

入手資料を分析し、過去の予算・決算の確認、A社の本社を管轄する神戸税務署での法人税申告書の閲覧・転写、近隣他都市における入湯税の調査・照会、尼崎税務署と税務調査の方法等の協議等の後、平成24年8月20日に税務調査を実施することとした。

2 税務調査の実施と本件過少申告問題の認識

平成24年8月20日、本市職員である調査員5名が神戸市所在のA社の本社を訪問し、税務調査を実施したところ、対応したA社の役員から、A社の入湯税は平成12年当時に本市職員とA社が話し合いをして決めた経緯があり、実際の入湯客数よりも低くなっている旨の発言があり、その時点で本件過少申告問題の疑惑を認識した。

3 本件報告決裁書の確認

平成24年8月20日、A社での税務調査により、本市職員の関与が認識されたため、帰庁後直ちに入湯税関連の書類等を調査した結果、本件過少申告問題があったことを強く推認できる報告決裁書（別紙1-1。以下「本件報告決裁書」という。）を確認した。

4 関係者への事実の確認と本件過少申告問題の公表

本件報告決裁書に押印のあった複数の関係職員に事実を確認したところ、平成12年当時にA社と入湯税の過少申告を協議し、合意した事実が認められた。

その後、平成24年9月19日に県会議員が本市に対してA社に対する脱税疑惑を追及する旨の申入書を提出し、記者会見を行った後、本市が続けて記者会見を行い、本件過少申告問題の概要を公表した。

第3 A社から聴いた事情

平成24年8月20日のA社での税務調査において、A社の役員から次のような発言があった。

- ・ 役所との話し合いで、（入湯客数の約20%分とする）申告額を決めた。
- ・ 市から予め予算額を提示し、その額を下回らないよう納付する。

第4 関係者への事情聴取等

本件報告決裁書を確認した後、本市は、本件過少申告問題の経緯や原因などを解明すべく関係者に対して事情聴取を行うとともに、現存する当時の関係資料等の調査及び分析を進めた。概要は以下のとおり。

1 事情聴取を行った関係職員

(1) 入湯税の導入時（平成11年度）

平成11年度当時、市税条例に入湯税を新たに導入した際に改正条例の立案に携わるとともに、入湯税の課税が想定される市内の温浴施設を経営する事業者（A社及びB社（同年5月に廃業））に対する説明等の事務に携わった関係職員4人（死亡した元総務局参与Bへの聴取を除く）を対象に、主に、入湯税の条例化に至った経緯やその際の事業者の抵抗の内容、議員などの関与の有無、金品などの便宜供与の有無、平成12年度歳入予算の算定の考え方、平成12年4月に事務を移管した課税課職員への引継ぎの内容などを中心に事情聴取を行った。

- ア 元総務局長【A】
- イ 元総務局参与【B】（死亡）
- ウ 元税務管理課長【C】
- エ 元税務管理課課長補佐【D】
- オ 元税務管理課主任【E】

(2) 入湯税の当初課税時（平成12年度）

平成12年度当時、A社に対して入湯税の課税説明を行うとともに、平成12年10月の改正条例の施行後、A社に対する入湯税の課税事務に携わった関係職員6人（死亡した元課税課課長補佐Iへの聴取を除く）を対象に、主に、同月から施行することが決定していた入湯税の課税に対する事業者の抵抗の内容、議員などの関与の有無、金品などの便宜供与の有無、A社が特別徴収義務者として申告納入する入湯税の税額を当初低い額で容認した上で20年をかけて適正化することについてA社と合意するに至った経緯やそれに関与した職員、平成13年度歳入予算の算定の考え方、その後の事務の移管に伴う引継ぎの内容などを中心に事情聴取を行った。

- ア 元総務局参与【F】
- イ 元課税課長【G】
- ウ 元課税課参事【H】
- エ 元課税課課長補佐【I】（死亡）
- オ 元課税課係長【J】
- カ 元課税課主任【K】
- キ 元課税課主事【L】

(3) 入湯税の課税事務の引継ぎ時（平成13年度）

(2)記載の関係職員から、平成13年度、入湯税の課税事務を引き継ぎ、当該事務に携わった関係職員6人を対象に、主に、平成13年4月からの入湯税の課税事務の移管に伴う当局案の作成に関与した前任者からの引継ぎの内容や当局案についての認識、その後のA社との折衝の内容や平成14年度歳入予算の算定の考え方、後任者への引継ぎの内容などを中心に事情聴取を行った。

- ア 元総務局参与【M】
- イ 元税務部長【N】
- ウ 元課税課参事【O】
- エ 元課税課課長補佐【P】
- オ 元課税課主任【Q】
- カ 元課税課主事【R】

(4) その後（平成14年度～）

(3)記載の関係職員以後に、入湯税の課税事務に携わった関係職員19人を対象に、主に、前任者からの入湯税の課税事務の引継ぎの内容や当局案についての認識、その後のA社との折衝の内容や申告額の認識、歳入予算の算定の考え方などを中心に事情聴取を行った。

- ア H14 元総務局長【S】
- イ H14 元市民税担当課長【T】
- ウ H14 元法人担当係長【U】
- エ H15 元総務局長【V】
- オ H16 元税務部長【W】
- カ H16 元市民税担当課長【X】
- キ H17 元総務局長【Y】
- ク H17 元法人担当係長【Z】
- ケ H17 元法人担当主任【A a】
- コ H18 元市民税担当課長【B b】
- サ H19 元税務部長【C c】
- シ H19 元法人担当主任【D d】
- ス H21 元法人担当主事【E e】
- セ H22 元税務室長【F f】
- ソ H22 元市民税担当課長【G g】
- タ H22 元法人担当再任用【H h】
- チ H22 元税務管理課長【I i】
- ツ H23 企画財政局長【J j】
- テ H23 法人担当主事【K k】

(5) 特別職

(1)から(4)までの関係職員以外に事情聴取の必要のある次の特別職4人

- ア 議員【甲】
- イ 元市長【乙】
- ウ 前市長【丙】
- エ 前副市長【丁】

2 事情聴取の方法

それぞれ、事前に口頭又は電話により事情聴取の意向を伝えた上、面談ないし電話により実施した。

3 事情聴取の期間

平成24年8月22日から同年10月26日までの間、実施した。

4 事情聴取の結果の概要

関係職員から聴き取った事情聴取の概要は次のとおり。なお、アルファベットで表記されている職員は同一人物を指し、聴取人数がアルファベット表記が可能な字数(26文字)を超えるので、超えた場合の関係職員は便宜上大文字と小文字を組み合わせで表記している(Aa、Bb、Cc、・・・・)。また、既に死亡して聴取が不可能な職員については、表中に斜線を表記している。

平成11年度以降に入湯税に関わった職員の在任状況

年度 役職名	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
市長	乙			丙									現市長
副市長	死亡			丁									現副市長
副市長	死亡				S								現副市長
局長	A			S	V		Y				現副市長		Jj
局参与	B	F	M										
税務部長			N			W		G	Cc		I	Ff	現税務管理部長
税務管理課長	C	N	W			G		I	X			Ii	現税務管理課長
※入湯税担当													
課長	C	G		T		X		Bb				Gg	
参事		H	O										
課長補佐	D	I	P										
係長		J		U			Z						
主任	E	K	Q	K			Aa		Dd				
担当者		L	R								Ee	Hh	Kk

※ 入湯税担当

- 局 平成11年度～平成20年度 総務局
- 平成21年度～平成23年度 企画財政局
- 課 平成11年度 税務管理課
- 平成12年度 課税課（資産税担当 諸税担当）
- 平成13年度 課税課（市民税担当 管理担当）
- 平成14年度～平成23年度 市民税担当課（法人担当）

(1) 入湯税の導入時（平成11年度）の関係職員

対象者	主な概要
元総務局長 【A】 (H12・13 総務局長)	<p>【A社の抵抗等】 業者とうまくいっていないという話は聞いたことはない</p> <p>【A社との接触】 業者に関する認識もない</p> <p>【上層部や議員の関与等】 私にはない。あれば覚えている</p> <p>【金品等の便宜供与】 ない。噂とかも聞いたことない</p> <p>【歳入予算 1/3 の積算】 1/3 云々の話は課長、部長の段階までで終わっており、私まで協議の対象にならなかったし、私も記憶にない。</p> <p>【引継ぎ】 本件について特にしていない</p> <p>【その他】 税務部が理財局から総務局に移管された時に私が局長になった。同時に税務所管の参与(局長級)ができ、分掌が明確に分かれていたことから、税について決裁は回ってきても、相談はなかった</p>
元総務局参与 【B】	
元税務管理課長 【C】	<p>【A社の抵抗等】 苦情があり、説明し理解を得るように努めた</p> <p>【A社との接触、上層部や議員の関与等】 自身も一度業者と会った。どのタイミングで会ったか、議員が同席だったか記憶は定かではない。この件で圧力や口利きなどはなかった</p> <p>【金品等の便宜供与】 ない</p> <p>【「10月18日課長が秘書室へ」の記載(別紙2)について】 記録によると、自分が甲議員と会っている様にも読めるが、覚えていない</p>

	<p>【歳入予算 1/3 の積算】 入湯税を上乗せしたら入湯客が減る。全員が入湯するわけではない。前年の入湯客全員を見込んだら決算で歳入欠陥が生じる。そこで以前 B 社から聞いた料金改定時の入湯客の激減(1/3)を参考に見込んだと思う。新税なので予算の過大見積りはしたくなかった</p> <p>【引継ぎ】 前任者から、入湯税の対象があるが震災等もあり条例化を見送った経緯があると聞いた。翌年度への引継ぎは書面を渡しただけ。後任の元税務部長（当時税務管理課長）Nには直接引継ぎの話はしていない</p> <p>【その他】 平成 11 年、県から電話で条例化するのかと聞かれ、取り組んだ。具体的な作業は元税務管理課課長補佐D及び元税務管理課主任Eに指示した</p>
<p>元税務管理課課長補佐 【D】</p>	<p>【A 社の抵抗等】 当初より強い抵抗があった。A社からは納税について何とかならないかといった話が頻繁にあった。とにかく支払わなくても良い方法はないのかという話ばかりであった</p> <p>【A 社との接触】 折衝内容は課長に報告していた。課長から部長に話をしていたかは不明</p> <p>【上層部や議員の関与等】 一切なかった</p> <p>【金品等の便宜供与】 ない</p> <p>【激変緩和措置】 150 円の税率を日帰り入浴で 75 円にすることで措置したと考えた</p> <p>【歳入予算 1/3 の積算】 歳入に穴が空かないよう少なめで予算を考え、根拠はないが、入湯客数の減少を 1/3 とした。A 社から 1/3 の数値は聞いておらず、あくまでも市の積算</p> <p>【引継ぎ】 制度説明を中心に引継ぎ。予算額を低めに見積もっている旨は引き継いだかもしれない</p> <p>【その他】 平成 12 年度に収税課に異動したが予算は気になっていた。異動後に相談を受けたことはない</p>
<p>元税務管理課主任 【E】</p>	<p>【A 社の抵抗等】 抵抗はあった</p> <p>【A 社との接触】 A 社が掘削を計画している段階で入湯税の問い合わせがあり、当時は条例がないので(他の職員が)課税されないと返事。その後県の指示をきっかけに課長から条例化の指示を受けた</p>

【上層部や議員の関与等】

平成 12 年 5 月 1 日だと思うが、甲議員に呼ばれて元税務部長（当時税務管理課長）Nと議会事務局に 1 回だけ説明に行った。県から指導があって作ったことを端的に説明した。業者から相談されているので相手方に納得できるようによく説明してあげてくださいとのことであった。平成 11 年 10 月 18 日は知らない

【金品等の便宜供与】

ない

【激変緩和措置】

150 円を 75 円にすることで十分配慮していると判断した

【歳入予算 1/3 の積算】

条例と予算はセットなので、条例の基本方針決裁に添付の予算の歳入見込みをアップ打ちしたのは自分だと思うが、自分で考えた数値でないのどうして 1/3 かは分からない

【引継ぎ】

あまり記憶にない。条例の趣旨などは説明したと思う

【平成 12 年 5 月 22 日の説明会】

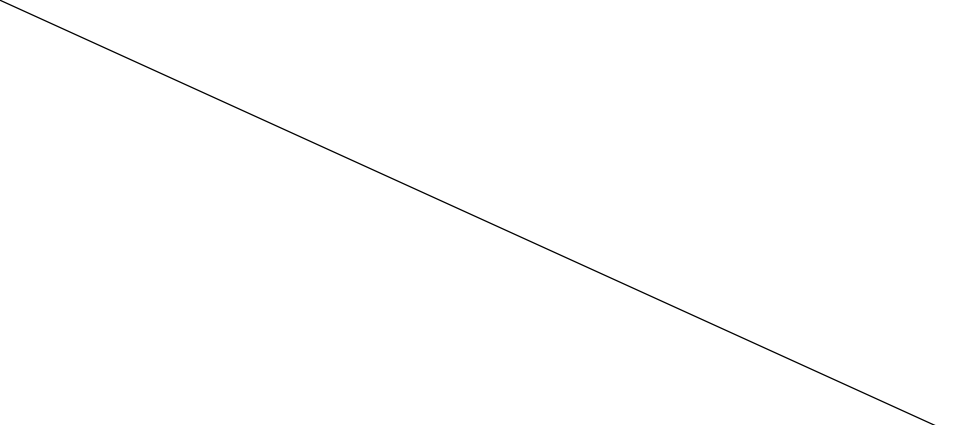
当日の説明会用の説明資料(別紙 12)は課内の説明用に作ったのを流用して作ったかもしれない。当日説明はしたかもしれないが記憶にない。また、当日の説明会次第(別紙 16 ア)の手書部分は自分の字だが「1/3 から 1/4 にして欲しい??」の意味は分からない。当日のメモか前日のメモか分からない

【その他】

A 社や当局案の噂などは聞いたことがない

(2) 入湯税の当初課税時（平成12年度）の関係職員

対象者	主な概要
元総務局参与 (税務部長事務取扱) 【F】	<p>【A社の抵抗等】 毎週開催の部課長会で入湯税の話題はなかった。課税課が苦勞している話も聞いた記憶はない</p> <p>【A社との接触】 A社と会ったことはない</p> <p>【上層部や議員の関与等】 議員とも、元総務局長Aとも、入湯税について話をしたことがない</p> <p>【金品等の便宜供与】 当時、税務部内でそのような噂も聞いたことがない</p> <p>【その他】 当時、方針を決定する際は担当課長としかしていない。また、元税務部長(当時税務管理課長)Nなしでは方針決定はしていなかったと思う 税の経験がないまま平成12年4月に着任し、市長から滞納整理を進めるよう指示され収税に主眼を置いており、入湯税については意識していなかった</p>
元課税課長 【G】 (H13～15課税課長、 H16・17税務管理課長、 H18税務部長)	<p>【A社の抵抗等】 A社とトラブルになっているという記憶、認識はない。平成12年度は評価替の年で対応に追われ、入湯税の意識は薄かった</p> <p>【平成12年5月22日の説明会】 記録から自分が出席したかもしれないが、記憶はないし、A社と会ったという認識もない</p> <p>【上層部や議員の関与等】 入湯税に関して議員からの話や要望、圧力はなかった。甲議員との接触はなかったと思う</p> <p>【金品等の便宜供与】 全く知らない</p> <p>【当局案の作成経緯等】 覚えていない。認識できていない。この件で元税務部長(当時税務管理課長)Nや元総務局参与Fと話をした記憶もない。方針決裁を採らなかったのは理解できない。経過は分からないが結果は不正といわざるを得ない</p> <p>【引継ぎ】 引継ぎを受けたことも、引継ぎを行ったことも記憶がない</p> <p>【平成13年度歳入予算の計上】 覚えていない。認識できていない</p> <p>【その他】 結果的にこのようなことになっていることについては、管理監督者としての責任は取るつもりである。賠償も免れないとも思う 係長が課長のメッセンジャーとの位置づけであれば管理職(係長)の意味がない</p>

	<p>このような結果となっているのは、当時、結果として自分の指示が的確にできていなかったのかと思う。事業者が適正な申告をしない場合は修正申告を求めるとか、調査し更正決定を行うなどの手法はあったと思う</p> <p>別紙11イ、16イ、17-1、17-2、19-1のメモ書きは、私が書いた文字に間違いない</p>
<p>元課税課参事 【H】</p>	<p>【A社の抵抗等】 元課税課係長Jと元課税課主事Lが税務管理課から引継ぎを受けた際に「しんどいんですわ」と言っていたように思うが、詳細は知らない</p> <p>【平成12年5月22日の説明会】 出席者に名前が載っているが、記憶にない</p> <p>【上層部や議員の関与等】 圧力があったわけではない。議員の関与はないと思う。元課税課長Gに話が来ても、あの人はきちんと対処する人だと思う</p> <p>【金品等の便宜供与】 絶対にない</p> <p>【A社との接触】 第1回説明会以外にA社と会った記憶はない</p> <p>【当局案の作成経緯等】 新税なのに決裁がないのは不思議。この件で元課税課長Gと話をした記憶はない。1/3の数値はGも知らないのでは。一旦課税を進め、後から何とかなると思ったのだろう。未申告が一番困る。実績重視で行こうとしたのだろう</p> <p>【その他】 入湯税については、先日事情聴取を受けた際に見た表(当局案。別紙1-2)を千円単位であることも認識できない程度の理解しかない。本件報告決裁書(別紙1-1)もしっかり見た覚えはない</p> <p>A社の入湯税は少しは減にしていると思ったが、数年で戻すようなイメージだったように思う</p>
<p>元課税課課長補佐 【I】 (H18 税務管理課長 H21 税務室長)</p>	

<p>元課税課係長 【J】</p>	<p>【A社の抵抗等】 A社は入湯税がかかるのなら掘らないとか、皆が風呂に入るとは限らないなどと主張</p> <p>【平成12年5月22日の説明会】 粛々としたもので、A社から過少申告の申入れ等もない</p> <p>【上層部や議員の申入れ等】 元課税課長Gから市議が関与している案件なので頼むと言われた。普通、税を決めるのに当事者と会うなどというのはおかしいし不自然。1回以上は行っているGは同行していないと思う</p> <p>【金品等の便宜供与】 自分にはない。他は知らない</p> <p>【A社との接触】 5月と7月の間に何度も行き調整していると思う。5月22日と7月4日の2回（の事務説明会だけ）で決まる内容ではない。電話で話はしていない。A社に行ったのは元課税課長Gの指示があったから</p> <p>【当局案の作成経緯等】 元課税課長Gまで説明を行った。自分はGの命を受けたメッセンジャーボーイ。私一人で過少を決める権限はない。Gだけでも決められないと思うが、自分は部長以上に伝えたことはない。元課税課参事Hの席はGに近いので一緒に聞いていると思うが、参事も権限者ではない</p> <p>【20年にした経緯等】 1回目(5月22日)と2回目(7月4日)の間にA社から1千万円や1/3の支払可能額の提示があり、それを持ち帰って元課税課長Gに相談</p> <p>【平成12年7月4日の説明】 相手から表をくれと言われたが渡せないと言い断った。20年で上げていくことはA社に伝えた。この日の経緯を決裁に残したのは、元課税課長Gの関与の事実を残すため</p> <p>【引継ぎ】 「入湯税引継ぎ事項」(別紙20)は初めて見た。元課税課主事Lと一緒に2対2の4人で関係書と一緒に引き継いだ。当局案についても書面を渡し、傾斜のことも、相手と決めたことを確かに伝えた。元課税課課長補佐PをA社へ連れて行き会わせた。引継ぎをしたことも元課税課長Gに報告している</p> <p>【平成13年度歳入予算の計上】 記憶にない。当局案の数値をあげただけ</p>
-----------------------	---

<p>元課税課主任 【K】</p> <p>(H14～16 法人担当主任)</p>	<p>【A社の抵抗等】 A社は海千山千で一筋縄ではいかないところというのは聞いた</p> <p>【上層部や議員の関与等、金品等の便宜供与】 知らないし聞いたこともない</p> <p>【当局案の作成経緯等】 本件報告決裁書(別紙1-1)に印鑑を押していると言われてびっくりした。全然覚えていない。当局案の表は今見るのが初めてだと思う</p> <p>【A社への申告書の持参】(平成14年度～平成16年度の法人担当主任として) 上司から、「申告をきちんとしてください」と言うためにA社に関しては翌年度の申告書を郵送するのではなく、持っていくように言われた</p> <p>【引継ぎ】 記憶がほとんどない</p> <p>【歳入予算の計上】(平成14年度～平成16年度の法人担当主任として) 自分が携わった平成15年度以降の予算は前年度の調定及び実績を基に算出したと思う</p>
<p>元課税課主事 【L】</p>	<p>【A社の抵抗等】 A社とはうまくいっていないとの引継ぎを受けた。近畿で事業者間の横のつながりがあるが、他市では入湯税がないと聞いている旨を主張。A社との話はいつも元課税課係長Jと2人</p> <p>【平成12年5月22日の説明会】 説明会の内容の記憶はない。ここで合意があれば記録に残している</p> <p>【上層部や議員の関与等】 自分にはない</p> <p>【金品等の便宜供与】 ない</p> <p>【当局案の作成経緯等】 提案かどうか分からないが、A社からは初めの5年間は低くしてほしいとの話はあった。A社は不誠実な感じがあるので、A社案をとて守るとは思えない印象であった。当局案の表は自分が作成したが1/3の根拠は知らない。永久に1/3のままではおかしいとの思いで徐々に上げていく案を作成した。元課税課係長Jがどこまで報告を上げていたか知らないが、少なくとも元課税課長Gまでは上げていると思う</p> <p>【A社との接触】 説明会以外でも何度か電話をし、何度か元課税課係長Jと訪問したような気がする</p> <p>【20年にした経緯等】 最初の5年は1千万円程度になるようにとのA社の主張に沿った。そこから徐々に上げ適正化を図る。厳密な議論はしていない</p> <p>【平成12年7月4日の説明】 A社からの要望に応じた形で上で決定した後、翌年以降をどうするかを元課</p>

税課係長 J と自分で決めたと思う。この日の前に A 社に電話で事前に説明をしたかもしれない。交渉の際、常に自分は記録係で話は係長がした

【引継ぎ】

入湯税引き継ぎ事項（別紙 20）は自分が作り元課税課主事 R に引き継いだ。もちろん当局案の表（別紙 1-2）は見せて説明をした。引継ぎはペーパーとフォルダーを R に渡したと思う。R を A 社へは連れて行ってないと思う

【平成 13 年度歳入予算の計上】

私が当局案のとおり平成 13 年度予算を作成した。財政課と特に議論した記憶はない

【その他】

（担当が外れて以降、この話は）誰にも話したという記憶はない。平成 13 年度以降自分は入湯税の事務に全く関与していない。元課税課主任 K はこの件を知らないと思う

(3) 入湯税の課税事務の引継ぎ時（平成13年度）の関係職員

対象者	主な概要
元総務局参与 【M】	<p>【引継ぎ】 入湯税についての引継ぎはなかったし、自分もしなかった</p> <p>【A社について】 接触はない</p> <p>【歳入予算の計上】 当時は予算には関与していない</p> <p>【その他】 参与は1年だけで、滞納整理を担当しており、収入率向上が使命であった</p>
元税務部長 【N】 (H12 税務管理課長 H14・ 15 税務部長)	<p>【平成12年5月1日の説明】 記憶がない。おそらく一般的な説明をしていると思う。そうでなければ記憶に残っている</p> <p>【平成12年6月22日の説明】 当局案について説明を受けた記憶がない。仮に相談があった場合でも、このような話は到底承認するはずがない。</p> <p>【当局案について】 このような案を承認するわけがない</p> <p>【その他】 問題の発覚後、マスコミから取材を受けた。当時の課税課長であると誤解されていた 推測だが、課税を間近に控え事業者からいろいろ言われているのであれば、まずは申告納入を受け、その後に疑義等があった場合には修正申告を求めたり、調査で更正等をかけ適正な課税に戻すということで、上が了解した事実を、担当者が都合良く理解し、業者にも正確に伝わらなかったのではないかと（予算額は確保できる見込みだと聞けば、上もそれ以上は言わないと思う） また、所管変更に伴う事務引継ぎの際にも、新しい担当者の理解や知識等が不足していたことが原因で、問題が組織で十分認識されることもなく、過少申告が続いていたということは十分考えられる</p>
元課税課参事 【O】 (H14～ 17 市民税担当課参事)	<p>【引継ぎ】 引継ぎを受けた記憶はない。翌年度は、私自身引継ぎは行っていないが、担当の元課税課主事Rが後任に引継ぎを行った。「入湯税引き継ぎ事項」(別紙20)については、見た記憶がない。</p> <p>【A社について】 A社には、Rと1回行ったことは覚えている。急に元課税課長Gから行ってくれと指示を受けた。当日A社に行った目的や内容は記憶していない。報</p>

	<p>告書(別紙 21)には過少申告を匂わせる部分があるが、聞き逃していたと思う。 A 社に予算額を伝えたことはない</p> <p>【申告額の認識について】 毎月調定額があがってきて、前月比で大きな差があれば、電話で確認することはあると思う。入湯税について特に気付いたことはなかった</p> <p>【平成 14 年度の歳入予算の計上】 R が担当していたので詳しくは分からない。前年度の実績などを使って積算していたのではないか</p> <p>【その他】 当時、R が A 社と折衝していた記憶はない</p>
<p>元課税 課課長 補佐 【P】</p>	<p>【引継ぎ】 元課税課係長 J から引継ぎを受けた。担当が変わるということで A 社に J と (もう一人と?) 一緒に行った。引継ぎで書類は見たかもしれないが、当局案の表(別紙 1-2)の覚えはない。 翌年度、自分は退職するので一般的な引継ぎはしたが、入湯税についてはしてないし、過少のことは全く触れてもいない。自分の意識からも抜けていた</p> <p>【当局案について】 当局案の表(別紙 1-2)を見た覚えがない。イメージとしての認識は、最初は過少で進めるが数年後には正常にする(戻す)と聞いたと思う。20 年の認識は全くない</p> <p>【A 社について】 A 社の社員と会ったのは引継ぎで J と一緒に行った時だけ。過少や調整の話はでなかった</p> <p>【申告額の認識について】 過少の認識はあったが、それが 20%や 30%だったことは新聞を見て初めて知り驚いた。本来あってはならないことだが、数年で正常に戻す約束をしており、新税の導入に当たっては一定仕方のないことだとの意識もあり、大きな問題と思わなかった</p> <p>【平成 14 年度の歳入予算の計上】 認識できていない。元課税課長 G や元課税課参事 O と話をしたこともない</p> <p>【その他】 当時の認識不足を反省している</p>
<p>元課税 課主任 【Q】</p>	<p>【引継ぎ】 担当者でないので引継ぎは受けていない</p> <p>【当局案について】 3分の1や20年など全く知らない</p>

<p>元課税課主事 【R】</p>	<p>【引継ぎ】 前任者の元課税課主事 L から入湯税の資料をつづったバインダーを引き継いだ。「入湯税引き継ぎ事項」(別紙 20)は覚えていない。当局案の表(別紙 1-2)も見た記憶がない。制度説明が中心で、全体にさらっとした説明だったと思う 翌年度は、自分の後任となる法人担当の担当者が決まっておらず、担当者間の引継ぎは行わず H14 元法人担当係長 U にバインダーを渡した。それ以外の媒体は記憶にない</p> <p>【当局案について】 当局案については知らなかった。今日初めて見る</p> <p>【A 社について】 元課税課参事 O と A 社を訪問した。平成 14 年度の予算が達成できるかについて確認するのが目的であった(予算額は伝えていない)。税金をまけてほしいなど「うさんくさい」話を聞いたが、適正な申告納入の必要を伝えた</p> <p>【申告額の認識について】 前年、前月と大きく増減していなければ疑問には思わない。業者がごまかしているという意識はなかった</p> <p>【上層部や議員の申入れ等】 導入時に議員が介入しているとの話を聞いたことがある</p> <p>【平成 14 年度歳入予算の計上】 自分が、直近の実績を踏まえて積算した</p> <p>【その他】 当時市民税の予算、決算が主な担当業務で、入湯税は付け足しの意識だった</p>
-----------------------	--

(4) その他（平成14年度～）の関係職員

対象者	主な概要
H14 元 総務局 長 【S】 (H15～ 23 副市 長)	<p>【当局案について】 知らない。当局案の引継ぎがきちんとされていないことがおかしい。引継ぎがあれば後年度の担当者でチェックがかかることもあったと思う</p> <p>【その他】 そもそも、こういった課税のやり方が信じられない。管理監督責任は免れないのでは</p>
H14 元 市民税 担当課 長 【T】 (H15 市民税 担当課 長)	<p>【引継ぎ】 入湯税の引継ぎは受けていない</p> <p>【当局案について】 別紙 11 イ、16 イ～19-3 は入湯税に関して自分で関係書類を集めて作ったファイルにつづられていたが、A 社関係は着任当時は問題になっていなかったため、問題意識を持って見た記憶はない</p> <p>【申告額の認識について】 少ないという印象はなかった。当時は比較の対象となる他の施設はなかった</p> <p>【A 社について】 毎年A社だけには入湯税の申告書を持参していたことは全く知らない。もし知っていれば、担当者に理由などを聞いていたと思う</p>
H14 元 法人担 当係長 【U】 (H15・ 16 法人 担当係 長)	<p>【引継ぎ】 引継ぎを受けた記憶が全くない。前任の元課税課主事 R からチェーブファイルを受け取った記憶がない。「入湯税引き継ぎ事項」(別紙 20)も知らない 後任の H17 元法人担当係長 Z には、紙ベースで引き継いだと思う。USB 等で引き継いだか覚えてないが、Z がそう言うのなら引き継いでいるのだろう。</p> <p>【当局案について】 初めて見た</p> <p>【A 社について】 平成 17 年 1 月から 3 月の申告が前年度の半額以下であったことから、担当者とともに 2 回ほど行った記憶がある。A 社の社員に減少理由を聞き、正しく申告してほしい旨を伝えた。その後入湯客数の数字が戻った 当時、A 社に対して翌年度の申告を適正に行うよう直接事業者を訪問する申し送り事項があった。元課税課主任 K が持参していたと思う。理由については分からない</p> <p>【申告額の認識について】 A 社の申告内容は正しいと思っていた。入湯客数が減った時は新しい温浴施設ができた影響かと思っていた</p> <p>【平成 15 年度歳入予算の計上】 決算見込み額と同額にしたという記憶しかない</p>

<p>H15 元 総務局 長 【V】 (H16 総務局 長)</p>	<p>【当局案について】 見たことがない</p> <p>【その他】 総務局長時代、税務に関することは部長がベテランであったので、安心して任せ ていた</p>
<p>H16 元 税務部 長 【W】 (H13～ 15 税務 管理課 長、 H 17 税 務部長)</p>	<p>【引継ぎ】 入湯税に関して特に引継ぎというようなことはなかった</p> <p>【当局案について】 今初めて見る。認識もなければ、何ら聞いたこともない</p> <p>【申告額の認識について】 疑問に思ったことはない</p> <p>【歳入予算の計上】 方法として前年実績から算出するしかないと考える</p>
<p>H16 元 市民税 担当課 長 【X】 (H19～ 21 税務 管理課 長)</p>	<p>【引継ぎ】 前任の H14 元市民税担当課長 T から入湯税及び A 社温浴施設の引継ぎはな かった</p> <p>【当局案について】 知らない</p> <p>【A 社について】 A 社が入湯客数を極端に減らしてきたので、H17 元法人担当係長 Z に調査を 依頼した記憶がある。その際は、A 社の担当者が替わって、申告の仕方が分か っていなかったことであったと思う。その後入湯客数が戻った</p> <p>【申告額の認識について】 他の施設と比較すると入湯客数が低いとの認識があったが、他の施設は新し く A 社温浴施設はもともと客数が少ない施設だという認識があった</p> <p>【その他】 平成 17 年 4 月 20 日に担当者が A 社を訪問した記録があるが記憶にない</p>
<p>H17 元 総務局 長 【Y】 (H18～ 20 総務 局長)</p>	<p>【当局案について】 全く知らない</p> <p>【A 社温浴施設について】 プライベートでも利用したことがない</p> <p>【その他】 税務事務については、特に相談がある案件以外は部長に任せていた。入湯税 に関しては一切相談がなかった</p>

<p>H17 元法人担当係長【Z】</p> <p>(H18～23 元法人担当係長)</p>	<p>【引継ぎ】</p> <p>前任の H14 元法人担当係長 U から青い USB メモリーを引き継いだ。一緒に異動で来た H17 元市民税課主任 A a のところに入湯税関係の全簿冊があった。MO は H19 元市民税課主任 D d から渡されたように思う。MO に平成 20 年度までの予算関係のファイルが入っている事情は知らない</p> <p>【A 社について】</p> <p>前任の U から平成 17 年 3 月申告額が減った理由を A 社に確認していると聞かされた。3 月申告分に続いて 4 月申告分も下がり、U、自分、A a の 3 人で行った。その後修正した申告を受け、課長に打診して了解を得た</p> <p>きな臭い企業という印象は、事件発覚前にはなかった</p> <p>【申告額の認識について】</p> <p>過少申告という意味ではないが、他の施設と比べ申告額が少ないというイメージはあった</p> <p>【歳入予算の計上】</p> <p>前年実績をもとに算出している。担当者に任せていた</p> <p>【その他】</p> <p>申告額が下がったときは、理由を確認するなどの電話をした。申告書は他社と同じく郵送した</p>
<p>H17 元法人担当主任【A a】</p> <p>(H18 元法人担当主任)</p>	<p>【引継ぎ】</p> <p>前任の元課税課主任 K から引継ぎを受けた。簿冊とフロッピーを引き継いだと思う。</p> <p>後任の担当者へは、簿冊とフロッピーを引き継いだと思う。A 社にだけは申告書を持参することという引継ぎはしていない</p> <p>【当局案について】</p> <p>知らない。見たことはない</p> <p>【A 社について】</p> <p>平成 17 年 4 月 20 日に A 社に挨拶がてら行った</p> <p>【申告額の認識について】</p> <p>過少の申告の認識はない。他の施設に比べて少ないとは思ったが、それは料金が高いこと等でそもそも入湯客数が少ないので仕方ないかとも思った</p> <p>【歳入予算の計上】</p> <p>予算は、過去実績で見込んでいた</p> <p>【その他】</p> <p>フロッピーは申告書の処理には使ったが、過去の記録とかは全く見ていない</p>
<p>H18 元市民税担当課長【B b】</p>	<p>【引継ぎ】</p> <p>入湯税について、後任の H22 元市民税担当課長 G g に何かを引き継いだことはない</p> <p>【当局案について】</p> <p>知らない</p>

<p>(H19～21 市民税担当課長)</p>	<p>【申告額の認識について】 前月から減少していた際は H17 元法人担当係長 Z に電話で状況確認を指示した記憶がある。入湯客は深く意識していなかった</p> <p>【その他】 仮に税務調査を行うとしても、事前準備の作業量や相手との摩擦を考えると、消極的になる</p>
<p>H19 元税務部長 【Cc】 (H20 元税務部長)</p>	<p>【当局案について】 初めて見る。このような調整など考えられない</p> <p>【申告額の認識について】 他の施設と比較すると少ない印象を持っていた（理由を担当者に確認したこともある）</p> <p>【その他】 入湯税の税額を考えると、調査等の優先度は低くならざるを得ない（他に取り組むべき課題は山積）。入湯客数の申告については、どこまで正確にカウントできるか疑問に感じたことはある</p>
<p>H19 元法人担当主任 【Dd】 (H20 元法人担当主任)</p>	<p>【引継ぎ】 H17 元法人担当係長 Z から引継ぎを受けた。内容は覚えていない。フロッピー、MO、USB を受けたかどうか覚えていない</p> <p>【当局案について】 引継ぎは受けていないし、認識もない</p> <p>【申告額の認識について】 施設そのものを知らず、判断材料がないので過少の認識はない</p> <p>【H20 歳入予算の計上について】 前年実績から算出した。実績等を理解、把握するためにファイルからそれぞれの施設の初年度からすべて入湯客数を調べた。予算見込み確定後、USB に保存するよう言われたかもしれない</p>
<p>H21 元法人担当主事 【Ee】</p>	<p>【引継ぎ】 前任の H19 元法人担当主任 Dd から水色の古い簿冊を引き継いだ。フロッピー、MO、USB は受けていない。当局案の引継ぎはなかった。後任の H22 元法人担当再任用 Hh には引継ぎをしたが、A 社温浴施設に関して申し送りしたものはない</p> <p>【当局案について】 知らない。過去の記録も見ることがない</p> <p>【申告額の認識について】 申告が過少という認識はない。入湯税の担当は初めてで何も知らなかった。きな臭い認識もなく、聞いたこともなかった</p> <p>【H20 歳入予算の計上について】 知らない。数字をさわるのは元法人担当係長 Z で私は打ち込み入力だけしていた</p>

<p>H22 元 税務室 長 【F f】</p>	<p>【引継ぎ】 前任者の休職で税務室長に異動したので引継ぎ自体なかった</p> <p>【当局案について】 見たことがない</p> <p>【その他】 施設が4軒から3軒になった時、話題になったことは覚えている</p>
<p>H22 元 市民税 担当課 長 【G g】 (H23 市民税 担当課 長)</p>	<p>【引継ぎ】 入湯税について前任者からの引継ぎはなかった</p> <p>【当局案について】 見たことがない</p> <p>【申告額の認識について】 他の施設と比べて入湯客が低いとは思っていた。入湯せずに宴会や演芸だけを見る人がいるとか、施設が古く利用料金が高いことが原因だと思っていた。前年度と比較して大きく減少していないので申告額は正しいと思っていた</p> <p>【その他】 過去、A社に申告書を直接持参していることは知らなかった。自分は係長に指示していないし、係長や担当も行っていないと思う</p>
<p>H22 元 法人担 当再任 用 【H h】</p>	<p>【引継ぎ】 前任の H21 元法人担当主事 E e から書類を受け取り、調定のあげ方を聞いた程度で、この経緯の話は一切聞いていない</p> <p>【当局案について】 認識もない</p> <p>【申告額の認識について】 過少との疑問はなかった</p> <p>【H23 歳入予算の計上】 前年度実績を参考に積算した</p> <p>【その他】 調定の決裁を上げるのに、紙とパソコン併用の決裁は弊害があるので、自分の段階で紙による決裁に戻した。入湯税は本市で課税するのはなじまないと考えている</p>
<p>H22 元 税務管 理課長 【I i】</p>	<p>【申告額の認識について】 申告納入は所管課で適正に処理されるべきもので、「正しい」という前提で認識。A 社温浴施設については長期パソで申告額の推移を比較していないので、過少の認識はなかった</p> <p>【その他】 入湯税については市民税担当で適正に処理されていると思っていた</p>
<p>H23 企 画財政 局長</p>	<p>【入湯税について】 税務部の年度当初の課題説明において入湯税に関するものはなかった</p> <p>【A社温浴施設について】</p>

<p>【J j】</p>	<p>閑散としているイメージがあり、つかしんにある温浴施設は入場制限もある施設という印象がある</p> <p>【歳入予算について】 予算、決算が上がってくる時も、入湯税に関しては特に何もなかった</p> <p>【その他】 A社については、以前労働争議のチリをもらったことがあり、その面で問題のある企業なのかなと思ったことがある</p>
<p>H23 法人担当主事</p> <p>【K k】</p>	<p>【引継ぎ】 前任の H22 元法人担当再任用 H h から、年度ごとの簿冊や申告の受け方等の引継ぎを受けたが、当局案の引継ぎは受けていない</p> <p>【当局案について】 見たことがない</p> <p>【申告額の認識について】 入湯税は税額が少なく、法人市民税をしっかり学びたい思いがあり、入湯税の申告内容まで分析することはしなかった</p> <p>【歳入予算の計上】 前年実績から見込んだ</p> <p>【その他】 フロッピー、MO、USB などは使っておらず、あることも知らない</p>

(5) 特別職

対象者	主な概要
議員 【甲】	<p>【平成11年10月18日及び平成12年5月1日について】</p> <p>入湯税の条例の制定前と制定後の2回、入湯税の件でA社から相談を受けたと思う。それぞれ市の職員の方に入湯税の説明をしてもらったように思う。A社は全部が温泉に入るわけではないなどと言っていたように思うが、市にはA社が納得するように丁寧に説明してあげてくださいとお願いしたように思う</p> <p>平成11年の相談は温泉の掘削をしている時だったかもしれない。(掘削前だったとの指摘に) それなら掘削前の相談だったのだろう</p> <p>【A社について】</p> <p>2年前までいたA社の元社長はよく知っていたが、現在の会長になってから疎遠になっている</p> <p>【当局案について】</p> <p>当時、このような調整が行われていたことは全く知らなかった</p>
元市長 【乙】	<p>【入湯税について】</p> <p>条例を提案したのは覚えているが、年度がいつであったかなど覚えていない。いくらの予算で対象者が誰であるかも知らなかった</p> <p>【当局案について】</p> <p>それ以外、入湯税の記憶はない。管理監督責任は感じている</p>
前市長 【丙】	<p>【入湯税について】</p> <p>ある温浴施設が鉱泉化を止めたことがあり、覚えている</p> <p>【当局案について】</p> <p>初めて見る。考えられない。税に携わる職員が絶対にしてはいけない</p> <p>【その他】</p> <p>前市長として責任を感じる</p>
前副市長 【丁】	<p>【当局案について】</p> <p>初めて見る</p> <p>【その他】</p> <p>副市長として税務を所管したことはなかったが、責任は感じる</p>

第5 認定事実及び推認事項等

今回の調査を通じて、その存在が認定できる事実及びその存在が推認される事項は、次のとおりである。

1 入湯税の条例化

(1) 入湯税の条例化に係る調査及び回答

「入湯税について」と題する書面（別紙2）によると、平成11年7月21日、県から温泉施設及び入湯税の有無等についての照会文書が送達された事実が認められる（当該照会文書は存在せず、廃棄済と推認される）。

「入湯税について」と題する書面（別紙2）によると、当該照会に対して、本市は、平成11年8月9日、平成3年の税務部の方針を受けて条例化は見送る旨を回答した事実が認められる。「入湯税の条例整備の経緯について」と題する文書（別紙3）によると、平成3年の税務部の方針とは、同年、市内で初めての鉱泉施設ができたが、温泉化の前後を通じて行政サービスに変化がないことなどを理由に、入湯税の条例規定については、今後の検討課題とするものであった事実が認められる。

(2) A社による入湯税の課税に係る照会及び回答

元税務管理課主任Eへの事情聴取並びに「入湯税について」と題する書面（別紙2）及び「入湯税折衝記録」と題する書面（別紙6）によると、平成11年8月20日、A社の社員が温泉の掘削の検討及び入湯税の課税の動向について相談するため元税務管理課課長補佐Dを訪問したところ、Dは不在であったため、同月23日、DからA社に架電した事実が認められる。その際、Dは、平成3年の税務部の方針に則り、入湯税の課税は見合わずが、今後、県からの指導やその他の状況の変化があればこの限りではない旨を伝えた事実が認められる。

(3) 条例化の指導と条例改正に向けての方向性の決定

元税務管理課課長補佐D及び元税務管理課主任Eへの事情聴取並びに「入湯税について」と題する書面（別紙2）によると、平成11年9月17日、県から入湯税の条例化について電話があり、本市は平成3年の税務部の方針に則り条例化は見送る旨を伝えたが、県は、課税しないにしてもその根拠が必要で、A社温泉施設の鉱泉化を機会に条例化して入湯税を課税してはと本市を指導した事実が認められる。

元税務管理課長Cへの事情聴取において、Cは「（県からA社温泉施設が鉱泉化されれば）入湯税の課税対象となるが、条例化をするのか、と聞かれ、取り組んだ。具体的な作業は元税務管理課課長補佐D及び元税務管理課主任Eに指示した」旨証言している。

また、元税務管理課長Cへの事情聴取及び「入湯税について」と題する書面（別紙2）によると、Cは、平成11年9月20日頃、当時の上司の元総務局参与Bと協議し、Bから、平成12年2月定例議会に向けて入湯税条例化の方向で検討するよう指示を受けた事実が認められる。

(4) A社が甲議員に相談した様子

「入湯税について」と題する書面（別紙2）には、平成11年10月18日、「A社が甲議員に相談した様子。（課長が秘書室へ）」との記載がある。

甲議員への事情聴取において、甲議員は「入湯税の条例の制定前と制定後の2回、入湯税の件でA社から相談を受けたと思う。それぞれ市の職員の方に入湯税の説明をして

もらったように思う。A社は全部が温泉に入るわけではないなどと言っていたように思うが、市にはA社が納得するように丁寧に説明してあげてほしいと思うように思う」旨証言している。

また、元税務管理課長Cへの事情聴取において、Cは「記録によると、自分が甲議員と会っている様にも読めるが、覚えていない」、「自身も一度業者と会った。どのタイミングで会ったか、議員が同席だったか記憶は定かではない」旨証言するとともに、「この件で、圧力や口利きなどはなかった」、「条例制定については、全会派が賛成してくれた」旨証言している。

平成11年10月18日、甲議員が同席していたか否かは定かではないが、元税務管理課長CがA社と接触し、入湯税の条例化について一般的な説明を行っているものと推認される。

(5) スーパー銭湯の経営者への説明

その後、税務管理課職員により、入湯税の条例化に向けた事務（他都市調査等）が進められていたが、当時これと並行して、入湯税の課税に当たって特別徴収義務者として指定されることが想定されていた市内の温浴施設の経営者への説明等が行われていた事実が認められる。

以下では、本件過少申告問題に関連する次の2箇所のスーパー銭湯の経営者に対して当時実施された説明の概要を、残存していた当時の報告文書をもとに整理する。

なお、「入湯税について」と題する書面（別紙2）によると、これら経営者には、平成11年10月14日ないし15日に税務管理課職員から説明を行う旨の連絡が入られている事実が認められる。

ア B社

日時	B社	市	主な概要
H11.10.19 【別紙4】	2人	税務管理課 D E	<ul style="list-style-type: none"> ・(市が条例化の方向を説明) ・非課税といったことは考えられないか ・毎月の資金繰りも苦しいのに、これ以上の負担はつらい ・課税するという方向で理解したが、分納等の相談はしたい ・その他
H12.1.31 【別紙5】	1人	税務管理課 D E	<ul style="list-style-type: none"> ・(市が条例案の概要を説明) ・A社温浴施設も課税の対象となるなら納得できる ・入湯税の課税でB社温浴施設が値上げしたと勘違いされては困る→(市報等でPRする予定) ・その他

イ A社

日時	A社	市	概要
H11.10.20 【別紙6】	2人	税務管理課 D E	<ul style="list-style-type: none"> ・(市が条例化の方向を説明) ・150円の標準税率は100円や50円にならないのか ・掘るのに1億5~6千万円かかる。これに入湯税がかかるとなれば、値上げになるが、実際には上積みは難しい ・現在200名の雇用をしているが、リストラの対象とせざるを得ない ・割引料金の老人が多い等を考慮に入れて、免除規定を多く入れるか、課税を延期してほしい ・その他
H12.2.7 【別紙7】	2人	税務管理課 D E	<ul style="list-style-type: none"> ・(市が条例案の概要を説明) ・入湯者の把握に係る質疑→(12ある浴槽のうち1ないし2の温泉の浴槽に入らない人の数字は明確になど) ・課税免除に係る質疑→(無料入場者にも課税、免税点はないなど) ・入湯客数の把握は全体の按分比率として3~5年お互い勉強すべき ・温泉を使用するのは9月 ・その他
H12.2.21 【別紙8】	2人	税務管理課 D	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯客数の10分の1程度で申告額は100万円程度が妥当 ・制度への不満、猶予期間3年必要 ・その他→(折衝を打ち切る)

(6) 入湯税導入の基本方針の決定

(5)に記載したスーパー銭湯の経営者への説明と並行して、税務管理課においては、平成11年12月14日を起案日として、入湯税導入を内容とする尼崎市市税条例の一部を改正する条例(案)について(方針)に係る決裁(別紙9)を仰裁し、同月24日に完了している。

当該方針決裁によると、当時、入湯税が課税される可能性のあった鉱泉を利用する温浴施設は、2に記載した2箇所のスーパー銭湯を含め市内に4箇所あったところ、当該2箇所以外の残り2箇所の施設はいずれも公衆浴場法に基づく許可を受けた一般公衆浴場であった。

また、入湯税の導入に当たって、低料金によって経営される一般公衆浴場は入湯税を課税免除すべき施設として通達上明記されており(地方税法及び同法施行に関する取扱についての依命通達(市町村税関係)第9章第2項第4号)、入湯税を導入していた他都

市市税条例においても課税免除されていたことから、この方針決裁において、一般公衆浴場は課税免除される方針が決定された。

この結果、入湯税の導入に当たって課税される温浴施設は上記(5)に記載の2箇所のスーパー銭湯に絞られることとなったが、この際、入湯税の歳入として見込まれた額は、「過去のB社が経営する施設（当時B社が市内梶ヶ島で経営していたスーパー銭湯を指す。以下この施設を「B社温浴施設」という。）の値上げ時の影響の事例の入湯者減少率（1/3）」を勘案して算出されており、A社が経営する施設（A社が市内長洲西通で経営しているスーパー銭湯を指す。以下この施設を「A社温浴施設」という。）が4, 156千円、B社温浴施設が2, 968千円、合計7, 124千円とされていた。

なお、B社温浴施設の値上げ時の影響の事例の入湯者減少率（1/3）とは、過去、B社温浴施設が入場料金の値下げ（2, 100円→1, 900円）を行うと同時に割引料金を廃止し、実質的には値上げになった際の入湯者の減少率を指すものと推認される。

この1/3の数値については、尼崎市市税条例の一部を改正する条例(案)について（方針）に係る決裁（別紙9）の4枚目の「入湯税の歳入見込」と題する書面において、「過去のB社温浴施設における値上げ時の影響の事例の入湯者減少率（1/3）」を採用している事実が認められる。

(7) 改正条例の提案、可決、公布、施行

(6)の基本方針の決定後、入湯税の条例化を内容とする尼崎市市税条例の一部改正条例案は平成12年2月議会に提案され、同年3月23日に可決、同年4月1日に公布、そして同年10月1日から施行された。

また、平成12年2月議会においては、平成12年度一般会計歳入歳出予算についても提案、審議され、平成12年度一般会計歳入歳出予算は、平成12年3月23日に可決、成立した。

2 改正条例の公布から施行までの経緯

(1) 入湯税の課税事務の課税課への移管

平成12年2月21日付け折衝記録（別紙8）によれば、同日、税務管理課職員とA社の入湯税の申告納税に係る折衝は打ち切られているが、その後本市職員とA社の間において折衝が再開されたと推認される。

上記のとおり、平成11年度におけるスーパー銭湯の経営者への入湯税の課税説明は当時の税務管理課職員によって行われていたが、入湯税の課税事務が平成12年度から税務管理課から課税課に移管されたことにより、以下に記載のとおり、平成12年4月以降、当該経営者への入湯税の課税説明は課税課職員が主体になって行われている事実が認められる。

(2) 『過少申告に注意する方針』の打合せ

元課税課主事Lが記録していた手帳の記載によれば平成12年4月12日（水）の欄（別紙10）には、同日に実施された会議の名称を「入湯税引き継ぎ会議」と記載している事実が認められる。また、「入湯税打合せ会議」と題する書面（別紙11）の右上には「H12. 4. 12」の日付が記載されており、この書面が、当日実施された税務管理課から課税課への入湯税の課税事務の引継ぎ時に使用されたレジュメであった事実が

認められる。

また、この「入湯税打合せ会議」と題する書面（別紙11ア）の直後には、これと一連の書類として「入湯税の条例化について（経営者への第1回説明用）」と題する書面（別紙12）がつづられている。

このことから、平成12年4月12日、同年5月22日に予定されていた経営者説明会に向け、当時の税務管理課から課税課に入湯税の課税事務の引継ぎが行われるとともに、当該経営者説明会における説明の内容が検討されたことが推認される。

その際、当該経営者説明会において、「入湯税の条例化について（経営者への第1回説明用）」と題する書面（別紙12）に記載の「予算の計上も、現行の利用料金に税額相当分を上乗せしたり、料金をそのままとしてサービスの縮小（割引料金の廃止など）をした場合の利用客数に減少があったこと（現状の1/3）を想定している。仮に、利用客数が減少したとしても一過性のものであり、くれぐれも過少申告等がないよう願う」旨の方針（以下この方針を『過少申告に注意する方針』という。）を説明していく方針が決定されたものと推認される。

(3) A社と課税課の初会合

「入湯税について」と題する書面（別紙2）、元課税課主事Lが記録していた手帳の平成12年4月20日（木）の欄（別紙10）の記載及び「入湯税折衝記録」と題する書面（別紙13）によると、同日、元税務管理課主任E、元課税課係長J及びLの3人がA社を訪問し、A社の社員と約1時間話合いを行っている事実が認められる。

この話合いにおいては、A社から温泉掘削が完了し、本市環境衛生課へは平成12年9月下旬に報告する予定である旨の報告があったり、本市から温泉を使用しない入湯客数のみなし数値による申告は認められない旨を説明する等のやり取りがなされた後、両者間で説明会を同年5月中旬に行うことが確認された事実が認められる。

(4) 入湯税の条例化に係る甲議員への説明

元税務管理課主任Eへの事情聴取及び入湯税の歳入見込（別紙14）によると、平成12年5月1日、同年4月1日に異動してきた元税務部長Nに甲議員から電話があり、E及びNが甲に対して入湯税の導入に係る市税条例の改正について説明を行った事実が認められる。

甲議員への事情聴取において、甲議員は「入湯税の条例の制定前と制定後の2回、入湯税の件でA社から相談を受けたと思う。それぞれ市の職員の方に入湯税の説明をもらったように思う。A社は全部が温泉に入るわけではないなどと言っていたように思うが、市にはA社が納得するように丁寧に説明してあげてくださいとお願いしたように思う」旨証言している。

また、元税務管理課主任Eへの事情聴取において、Eは、甲議員から「業者から相談されているので、相手方に納得できるようによく説明してあげてください」との発言があった旨証言している。

(5) 説明会事前打合せ

元課税課主事Lが記録していた手帳の記載によれば平成12年5月19日（金）の欄（別紙10）の記載によると、同日、課税課職員と税務管理課職員との間で、同月22日のA社への説明会における説明内容についての打合せが行われた事実が認められる。

(6) 第1回説明会

平成12年5月22日、A社を対象とした経営者説明会が開催された。その際、前年度にA社と折衝していた元税務管理課主任Eが、A社に『過少申告に注意する方針』を説明したものと推認される。

また、同日後の平成12年6月5日に元課税課長Gに手渡されたと推認される「年税額比較」と題する書面（別紙19-3）によると、平成12年5月22日の説明会の際に、A社から「施行開始年度より5年間については、課税標準を1/3とし、年税額が1千万円以下となるように特段の配慮をして欲しい」旨の要望があったと推認される。

なお、当日説明会に出席していた事実が認められる元課税課係長Jへの事情聴取において、Jは、平成12年5月22日に行われた説明会は「粛々としたもので、A社から過少申告の申入れ等もない」旨証言し、元課税課主事Lへの事情聴取において、Lは「平成12年5月22日の第1回説明会の内容の記憶はない。5月に合意をしていたら、記録に残していると思う」旨証言し、また、元税務管理課主任Eへの事情聴取において、Eは、当日の説明会の記憶はない旨証言している。

このように、元課税課係長Jの証言とは矛盾し、また、元課税課主事L及び元税務管理課主任Eに記憶がないものの、「年税額比較」と題する書面（別紙19-3）の記載から、平成12年5月22日に開催された第1回説明会において、本市が説明した『過少申告に注意する方針』に対して、A社は5年間だけ申告納税額を本来額の1/3としてほしい旨の要望（以下この要望を「『5年間3分の1申告方針（A社要望）』」という。）を行っていたものと推認される。

(7) 『過少申告に注意する方針』の変容

元課税課係長Jへの事情聴取において、Jは「平成12年5月22日の説明会の後、回数は記憶にないが、何回かA社と接触している」旨証言している。また、元課税課主事Lへの事情聴取において、Lは、第1回、第2回説明会以外に事業者との接触はなかったかとの質問に対し、「何度か電話をしていると思う。何度か係長と訪問をしたような気がする」旨証言している。

平成12年5月22日にA社に伝えられた『過少申告に注意する方針』は、入湯客の減少などが認められれば申告税額を下げることは許容するものの、過少申告自体は許容しないものとなっていることから、A社は納得せず、『5年間3分の1申告方針（A社要望）』の要望を行っていると推認される。

市とA社との隔たりは大きく、このままでは申告も納税も行われないうリスクもあったことから、当初の方針であった『過少申告に注意する方針』の中身が変容していったと推認される。

「入湯税の申告方法について」と題する書面（別紙17-1）及びその2枚目として添付されていた「年税額比較」と題する書面（別紙17-2）は、別紙17-1の右上に「00.05.29」の鉛筆書きの記載があるように、平成12年5月29日に元課税課長Gに手渡されたことが推認できる書面であるところ、別紙17-1は、平成12年5月22日の第1回説明会の場においてA社から要望のあった『5年間3分の1申告方針（A社要望）』を受け入れる場合の根拠について検討されたものであることが推認される。

また、別紙17-1及び17-2の次に添付されていた「年税額比較」と題する書面（別紙18-1及び別紙18-2）は、その作成年月日は不明であるものの、そのつづり方の経緯から見て、『5年間3分の1申告方針（A社要望）』の中身より、A社が申告納税に応じやすい6種類の逡増案（5年、10年、15年、20年、25年、30年）を検討していた事実があることが推認される（なお、別紙18-2の右から3欄目の表題に当たる「20年（990千円増／年）」の文字は、緑色の蛍光ペンで強調されている）。

そして、「年税額比較」と題する書面（別紙18-1及び別紙18-2）の次につづられていた「他都市の状況」と題する書面（別紙19-1）、「不均一課税実施状況」と題する書面（別紙19-2）、「年税額比較表」と題する書面（別紙19-3）の3枚の資料の最後の別紙19-3に上記(6)記載のようなA社が平成12年5月22日に『5年間3分の1申告方針（A社要望）』の要望を行ったことが推認できる記載があり、かつ、当該記載の下に「※当局提示額（案）A社要望額における問題点（平成17年度調定額が対前年度比3倍）を考慮し、施行開始年度より段階的に年税額を増額（990千円／年）し、20年後の適正申告を目指すものである。ただし、年税額の伸び率が景気変動と逆行するという問題点が残る」との記載がある事実からして、平成12年6月5日の時点において、当時の課税課は、本件報告決裁書の2枚目の「年税額比較」と題する書面（別紙1-2）に記載の当局案（以下この当局案を「『当局案（20年過少申告認容方針）』」という。）によってA社と折衝していく方針を視野に入れていたことが推認される。

なお、元課税課主事Lへの事情聴取において、Lは、当時の上司の元課税課係長JからA社の申告額を本来の入湯客数の3分の1の過少で申告することを許容する方針である旨を聞き、「永久に「1/3」のままではおかしいという思いで、序々に上げていく案を作成した」旨証言している。Lは、この『当局案（20年過少申告認容方針）』について「係長が課長まで話をしていると思うが、それ以外のことは分からない」旨証言していることから、これら『当局案（20年過少申告認容方針）』の内容は、元課税課係長Jから元課税課長Gにあげられ、Gの承認を得ているものと推認される。

ただ、次に掲げるとおり、A社との折衝を行う際に、元課税課長Gが当時の上司である元総務局参与Fの承認を得たか否かの真相は不明である。

(8) 参与への入湯税説明

ア 元課税課主事Lが記録していた手帳の記載によれば平成12年6月22日（木）の欄（別紙10）には、「雨のうっとい一日、参与への入湯税説明Day、ようやく動き出せそうだ」との記載がある。

元総務局参与Fへの事情聴取の際、Fは「当時、方針を決定する際は、担当課長としかしていない」旨証言していることから、平成12年6月22日にFへの入湯税の説明が行われていたとしても、元課税課係長Jや元課税課主事Lが直接Fに相談していた可能性は薄いと推認される。また、Fは、「元税務部長（当時税務管理課長）Nがよろずの相談相手であり、Nなしでは、方針決定はしていなかったと思う」旨証言しており、この日の報告は、元課税課長G及びNによって行われた可能性があると推認される。

しかし、元総務局参与F、元課税課長G、元税務部長（当時税務管理課長）Nとも、平成12年6月22日の打合せの記憶はなく、真相は不明である。

イ ただ、元課税課主事Lへの事情聴取において、Lは、平成12年6月22日の元総務局参与Fへの入湯税の説明についての記憶がないものの、Lが記録していた手帳の記載によれば平成12年6月23日（金）の欄（別紙10）には、「入湯税資料作成」の記載があり、Lがこの点についてこの資料が「第2回説明会用資料と思われる」との認識を有していることから（別紙10の表の補足の欄参照）、平成12年6月22日の入湯税参与説明の結果を受け、翌日の同月23日にA社への入湯税の課税に係る説明資料の作成が進められているとことが推認される。

ウ 元課税課長Gへの事情聴取において、Gは「事業者が適正な申告を行わない場合は、修正申告を求めるとか、調査し更正決定を行うなどの手法はあったと思うが」旨証言しており、当時、課税課において、仮にA社が過少な税額で申告をしてきた場合はひとまずその申告は受理せざるを得ないと考えていたと推認できる。

また、当日、元総務局参与Fへの報告に出席していた可能性のある元税務部長（当時税務管理課長）Nへの事情聴取において、Nは「推論ではあるが、入湯税の施行を間近に控え、入湯施設側からいろいろ言われているのであれば、まずは、業者側からの申告納入を受け、課税をスタートさせ、その後に疑義等があった場合には、修正申告を求めたり、調査で更正などをかけ、適正な課税に戻すということで、上が了解した事実を、担当者が都合良く解釈し、業者にも正確に伝わらなかったのではないかと（予算額が確保できる見込みだと聞けば、上もそれ以上は言わないと思う）」旨の証言をしている。

エ 申告課税である以上、納税者が行う申告の内容が過少と決めつけることはできない上、入湯税導入初年度の平成12年度においてA社が行う申告額を予算策定の考え方にあわせて3分の1としても、最低限の予算は確保できる。しかし、そのような過少申告の継続は許されないため、正当税額との間に乖離がある場合には修正申告を指導したり、税務調査を行って正当な税額に増額更正していく方針（以下この方針を「『申告を受理して早期に是正させる方針』」という。）が当時の課税課において模索されていたと推認される。

元課税課係長Jと共に『当局案（20年過少申告認容方針）』の作成に関わっていた元課税課長Gは、この日、元総務局参与Fに対して『申告を受理して早期に是正させる方針』ないし『当局案（20年過少申告認容方針）』のいずれかについて説明を行い、Fの承認を得た可能性があるとして推認される。そして、GからFの承認を得た旨の報告を聞いたJは、同じくその旨を元課税課主事Lに伝え、Lの手帳に「ようやく動き出せそうだ」旨の記載がなされたのではないかと推認される。

ただし、この点については、上記のとおり、元総務局参与F、元課税課長G、元税務部長（当時税務管理課長）N、元課税課主事Lとも平成12年6月22日の記憶はなく、真相は不明である。

(9) 『申告を受理して早期に是正させる方針』から『当局案（20年過少申告認容方針）』への変容の可能性

平成12年6月22日の元総務局参与Fの承認が『申告を受理して早期に是正させる方針』であった場合、元課税課係長J及び元課税課主事Lは、その適正化に向けた具体策を検討し、最終的には『当局案（20年過少申告認容方針）』でA社と折衝を行うこと

を決定したと推認される。

また、別紙17-1から別紙19-3までの書面の記載から勘案して、元課税課係長Jは、A社との折衝の内容を上司の元課税課長Gに説明していたと推認できる。また、Jへの事情聴取によると、Jは、「当局案のGへの説明の内容は、当時Gと席が近接していた元課税課参事Hも一緒に聞いていると思う」旨証言しているので、Hも知っていた可能性があると推認される。

なお、元課税課係長Jへの事情聴取において、Jは、A社と話し合いを行う際には常に元課税課主事Lを書記役として同行させていた旨証言しており、Lが記録していた手帳の記載によれば（別紙10）に平成12年6月22日から同年7月3日までの間のA社との折衝の記載（6月23日に「入湯税資料作成」の記載はある）がないことから推認すると、この間に行われたJとA社との折衝は、『当局案（20年過少申告認容方針）』をA社に伝えることで完了していた可能性があると推認される。

(10) 『当局案（20年過少申告認容方針）』の説明、合意

別紙1-1に記載のとおり、平成12年7月4日、元課税課係長J及び元課税課主事LがA社に出向いた上で、「年税額比較」と題する書面（別紙1-2）記載の内容でA社に説明を行い、平成12年度のA社の入湯税の申告納入額は3分の1、平成13年度以後は20年をかけてその申告納入額を逡増していく方向でA社に説明を行い、A社はこれに同意したと推認される。

なお、同日のA社との折衝のやり取りは、元課税課主事Lが報告書の形式で文書化を行い（別紙1-1）、元課税課長Gまで仰裁されている事実が認められる。元課税課係長Jへの事情聴取において、Jは、平成12年7月4日の協議に係る報告書を文書化し、元課税課長Gまで決裁をしたのは、『当局案（20年過少申告認容方針）』の「意思決定でGが関わっていたという証拠を残すためである」旨証言している。

なお、同日の合意に至った経過を、元課税課長G、元課税課係長J、元課税課主事Lが元総務局参事Fに報告した関係書類や証言はなく、報告はなされていなかったものと推認される。

(11) 申告納入の開始

平成12年11月、同年7月4日に確認した『当局案（20年過少申告認容方針）』に則り、A社は同年10月分の入湯税として832,500円を申告納入し、以後、平成13年3月までの5月間で合計4,124,500円が申告納入された。

(12) 平成13年度予算の策定

平成13年2月議会に提案した平成13年度歳入予算に係るA社の入湯税の税額は、元課税課主事Lによって原案が作成され、前年度に計上した4,125,000円をベースに、10,890,000円が計上された。

3 入湯税の課税事務の引継ぎ及び事務執行

(1) 平成13年度

ア 平成13年度に課税課内の事務分担が見直され、資産税担当の所管事務を固定資産税に関連する税目に特化させていくため、入湯税及び市たばこ税の課税事務の分担が資産税担当から市民税担当に移管された。

イ この移管に伴い、平成12年度に入湯税の課税事務を担当していた元課税課係長 J 及び元課税課主事 L は、後任の市民税担当の元課税課課長補佐 P 及び元課税課主事 R に入湯税の課税事務の内容を引き継いだ事実が認められる。

元課税課係長 J への事情聴取において、J は「引継ぎは元課税課主事 L と 4 人でやった。書面を渡した。傾斜のことも、相手と決めたことを確かに伝えた。A 社へ連れて行き、会わせた」旨証言している。

一方、元課税課主事 L への事情聴取において、L は「入湯税引き継ぎ事項（別紙 20）は自分が作り元課税課主事 R に引き継いだ。もちろん表（当局案）は見せて説明をした。引継ぎはペーパーで渡し、フロッピーでも渡したと思う」旨証言しているが、後任者である元課税課課長補佐 P を含めた 4 人で引継ぎを行ったかどうかまでは明言せず、また、後任者を A 社へは連れて行っていないと思う旨証言している。

一方、元課税課課長補佐 P への事情聴取において、P は、「元課税課係長 J から引継ぎを受けた。担当が代わるということで、A 社にも J、自分、あともう一人と一緒にいった。表の覚えはない。イメージとしての認識は、最初は過少で進めるが、数年後には正常にする（戻す）というように聞いたと思う。当局案の表は見えていない。20 年間という認識は全くない」旨証言している。

一方、元課税課主事 R への事情聴取において、R は「元課税課主事 L から入湯税の資料を綴ったバインダーを引き継いだ。それ以外の資料や引継ぎの媒体は記憶にない。入湯税引き継ぎ事項（別紙 20）については覚えていない。当局案の表も見た記憶がない。引継ぎは制度の説明が中心で、申告書のひな形などを見たと思うが、全体にさらっとした説明だったと思う。平成 13 年度当初に前任者と一緒に A 社を訪問した記憶はない」旨証言している。

ウ これらの証言から、『当局案（20 年過少申告認容方針）』の引継ぎは、元課税課係長 J から元課税課課長補佐 P へ、また、元課税課主事 L から元課税課主事 R に行われた事実は認められるが、4 人が合同で引継ぎを行ったかどうかについては真相は不明である。また、引継ぎ時に後任者として A 社に行ったのは、J と P と、あと 1 人は R 以外の課税課職員であったと推認される。

また、「年税額比較」と題する書面（別紙 1-2）や当局案が存在することを推認させる「入湯税引き継ぎ事項」と題する書面（別紙 20）についても、紙媒体と電子媒体（フロッピーディスクと推認される）の両方で引継ぎがなされたが、これらの物の引継ぎを受けた者は元課税課主事 R であったと推認できる。

元課税課課長補佐 P への事情聴取において、P は「過少の認識はあったがそれが 20% や 30% だったというのは今回の新聞報道を見て初めて知り、驚いた。当時の認識不足を反省している。本来あってはならないことだが、数年で正常にするという「約束」もしており、また、新税の導入に当たっては一定仕方がないとの意識もあり、大きな問題とは思わなかった」旨証言している。

一方、元課税課主事 R への事情聴取の際、R は「業者がごまかしているという意識はなかった」旨証言している。R は、前年度に所属していた健康福祉局介護保険課から平成 13 年度に課税課に異動になっており、異動直後に引継ぎが行われていることから、R が入湯税の引継ぎに潜む問題を把握できなかった可能性があるかと推認できる。

この点は、平成13年度末に、元課税課長Gが、急に元課税課主事Rと平成13年度末をもって退職する元課税課課長補佐Pの代わりとして元課税課参事Oの2人にA社を訪問するよう指示し、入湯税の申告状況を聞きに行かせている時の状況から裏付けられる。

すなわち、元課税課主事Rへの事情聴取において、当時のA社への訪問時の状況について、Rは「平成14年3月の訪問時に、税金をまけて欲しいなどという「うさんくさい」話を聞いたが、適正に申告納税してもらう必要性を伝えた」旨証言しており、また、「平成14年度入湯税予算見込に係る「健康ランドA社温浴施設」との会談について」と題する書面（別紙21）においても、その旨の記載がある。

エ なお、ウに記載のとおり、元課税課参事Oへの事情聴取において、Oは「平成14年3月12日の前、急に元課税課長Gから行ってくれと指示を受けてA社に元課税課主事Rと行ったことは覚えている。当日、A社に行った目的や内容については記憶していない。過少申告を匂わせる部分は聞き流していたと思う」旨証言している。

元課税課長Gとしては、『当局案（20年過少申告認容方針）』により課税をスタートさせており、その後の申告納税の適正化に向けた取組をA社に確認したかったのではないかと推認される。

オ A社は、平成13年度の入湯税として10,137,000円を申告納入したが、課税事務が資産税担当から市民税担当に移管し、引継ぎを受けた元課税課課長補佐P及び元課税課主事Rの本件過少申告問題に対する問題意識が薄く、かつ、『当局案（20年過少申告認容方針）』の策定に関わった元課税課長G自身が本件過少申告問題の解決に取り組むことがないこともあって、本件過少申告問題と認識することはなかったと推認される。

なお、A社の入湯税に係る平成14年度歳入予算は、前年度の平成13年度歳入予算の10,890,000円をベースとして元課税課主事Rが積算し、10,492,000円が計上された。

(2) 平成14年度

ア 平成14年度から、課税課の所管事務を固定資産税等に集約するとともに、市民税の課税事務の効率化等を図るため、税務部に新たに「市民税担当課長」が置かれることとなり、平成14年4月1日に元市民税担当課長Tが就任した。また、市民税担当課内に新たに法人税担当係が設けられ、入湯税の課税事務が当該法人税担当係で処理されることとなった。

元市民税担当課長Tへの事情聴取において、Tは「当時は、入湯税の引継ぎは受けていない」旨証言しているが、Tは、異動当時、未整理で散乱していた資料を自ら集めて入湯税事務の専用のファイルを作成しており、そのファイルに元課税課長Gが保有していたと推認される別紙11イ、16イ～19-3の関係書類がつつられていた事実が認められる。Tへの事情聴取において、Tは、これら関係書類について「A社関係は、着任当時は問題になっていなかったため、問題意識を持って見た記憶はない」旨証言している。

イ 同じく、平成13年度末に定年退職した元課税課課長補佐Pの後任としてH14元法人担当係長Uが異動してきたが、PはUに本件過少申告問題についての引継ぎを行って

いないと推認される。元課税課課長補佐Pへの事情聴取において、Pは「自分は平成13年度で定年退職するので、一般的な引継ぎは行ったが、入湯税に関してはしていないと思うし、過少のことは全く触れてもいない。自分の意識からも抜けていた」旨証言している。また、Uへの事情聴取において、Uは「引継ぎについての記憶が全くない。入湯税に関する資料を元課税課主事Rからチューブファイルで受け取った記憶がない」旨証言している。また、元課税課主事Rへの事情聴取において、Rは、後任へは「係（法人担当）内で入湯税の担当が決まっていなかったことから、担当者への引継ぎはしていない」旨証言している。

すなわち、平成14年度以降、入湯税の課税事務を処理する担当者レベルの間において、『当局案（20年過少申告認容方針）』に係る資料の引継ぎが行われない実態が生じたと推認される。

ウ ただし、元課税課主事Lが作成した入湯税に係る引継ぎ用のファイルを記録した電子媒体は、何らかの形で元課税課課長補佐P又は元課税課主事RからH14元法人担当係長Uに引き継がれていることが推認されるが、Uへの事情聴取において、Uは「当時そのファイルを見たとの記憶はない」旨証言しており、Uが「入湯税引き継ぎ事項」と題する書面（別紙20）に潜む問題を認識することはなかったと推認される。

エ なお、入湯税の課税事務は、H14元法人担当係長Uの部下として平成14年度に市民税担当課に異動になった元課税課主任Kが担当することとなった事実が認められる。Kは、課税課主任の時に本件報告決裁書（別紙1-1）に押印しているが、当時入湯税の課税事務を担当しておらず、主任としての立場上押印をしていたもので、本件報告決裁書に潜む本件過少申告問題を認識していなかったと推認される。この点は、Kへの事情聴取はもとより、元課税課主事Lへの事情聴取において、Lが「Kは押印しているが、内容についての認識はないと思う」旨証言していることから推認される。

オ A社は、平成14年度の入湯税として10,285,575円を申告納入したが、本件過少申告問題が認識されることはなかった。また、当時課税課に所属し、本件過少申告問題を認識していると推認できる元課税課長Gらが、本件過少申告問題の解決に取り組んだ事実は認められない。

なお、A社の入湯税に係る平成15年度歳入予算は、前年度の平成14年度歳入予算の10,492,000円をベースとして、同年度と同額の10,492,000円が計上された。

(3) 平成15年度

平成15年度は、平成14年度と同じ体制で入湯税の課税事務が進められた。

A社は、平成15年度の入湯税として10,436,175円を申告納入したが、本件過少申告問題が認識されることはなかった。また、当時課税課に所属し、本件過少申告問題を認識していると推認できる元課税課長Gらが、本件過少申告問題の解決に取り組んだ事実は認められない。

また、平成15年7月に新たに営業を開始した施設の歳入は、平成15年度のA社の予算見込みに用いた入湯客数を基に見込んでおり、入湯税導入時のA社の資料は用いていない。

なお、A社の入湯税に係る平成16年度歳入予算は、前年度の平成15年度歳入予算

の10,492,000円をベースとして、入湯客数が微減となることを前提に9,580,000円が計上された。

(4) 平成16年度

ア 平成16年度は課長に異動があり、前任のH14元市民税担当課長Tから新たにH16元市民税担当課長Xが就任した。Xへの事情聴取において、Xは「前任のTから入湯税及びA社温浴施設についての引継ぎはなかった」旨証言している。

イ また、Xへの事情聴取において、Xは「A社が入湯客数を極端に減らしてきたので、部下の係長に調査を依頼した記憶がある」旨証言している。

すなわち、平成17年3月のA社の入湯税の申告税額が387,825円と前年度同月(760,575円)に比べて半分程度に減少していることに疑問を感じたXは、部下のH14元法人担当係長Uに対してA社から事情を聴取するよう指示した事実が認められる。

「A社訪問結果」と題する書面(別紙22)によると、平成17年3月18日、Uは、部下の元課税課主任KとともにA社を訪問し、A社から事情を聴取した事実が認められる。その際、A社の社員は、「前任者が退職したため、どのような計算をし申告したのか分からないが、施設を利用する客の内70%が入湯客であるが、その内60%が実際に入湯しており、40%は温泉に入湯していないと考えている」、「17年4月からはなんとかもっと入湯客を多く申告できるよう頑張るつもりである」旨述べている事実が認められる。

また、H14元法人担当係長U及び元課税課主任Kは、その際、翌年度の平成17年度4月～3月分の入湯税申告書、納付書をA社に手渡して訪問を終えている事実が認められる。ちなみに、Uへの事情聴取において、Uは「A社にだけは、毎年入湯税の申告書を持参していたと思う。当時は、Kが持参していたと思う。理由については、分からない」旨証言し、Kへの事情聴取において、Kは「上司から、申告をきちんとしてくださいと言うために、A社に関しては翌年度の申告書を郵送するのではなく、持っていくように言われた」旨証言している。

ウ なお、平成16年度以降、A社の入湯税の申告税額が逡減の傾向を示すようになる。同年度において、A社は入湯税として8,753,850円を申告納入したが、これは前年度の平成15年度に比べて170万円弱落ち込む数値であったが、本件過少申告問題が認識されることはなかった。また、当時税務管理課に所属し、本件過少申告問題を認識していることが推認できる元課税課長Gらが、本件過少申告問題の解決に取り組んだ事実は認められない。

また、平成16年7月に新たに営業を開始した施設の歳入は、平成15年度に営業を開始した施設の実績を基に見込んでおり、入湯税導入時のA社の資料は用いていない。

なお、A社の入湯税に係る平成17年度歳入予算は、前年度の平成16年度歳入予算の9,580,000円をベースとして、入湯客数が微減となることを前提に9,089,000円が計上された。

(5) 平成17年度

ア 平成17年度は係長に異動があり、前任のH14元法人担当係長Uから新たにH17

元法人担当係長Zが就任した。また、事務担当者にも異動があり、前任の元課税課主任Kから新たに元法人担当主任A aが就任した。

イ H17 元法人担当係長Zへの事情聴取において、Zは、H14 元法人担当係長Uから入湯税の課税事務の引継ぎを受ける際に、Uから、(4)に記載のA社の平成17年3月分の申告税額が大きく落ち込んでA社に事情を聴取したことがあり、また、同年4月分の申告税額も同じように前年度同月に比べて半分に落ち込んでいるので、A社に指導をしなければならない旨の話を聞き、直ちにA社を訪問することを決めたが、その訪問時に事情の分かったUの同行を求めてUの了解を得た旨証言している。

また、「A社訪問記録」と題する書面(別紙23)によると、平成17年4月20日、Z、U及び元法人担当主任A aはA社を訪問し、前年度同月に比べて半分に落ち込んでいる入湯税の適正申告を指導したところ、A社は条例制定当時の話を持ち出すなど修正申告に難色を示した事実が認められる。X及びZへの事情聴取において、X及びZは、その後A社は直ちに修正申告を行い、前年度同月(770,550円)に近い700,125円を申告納税したため、A社に対してはこれ以上の追及は行わなかった旨証言している。

ウ なお、H14 元法人担当係長Uは、入湯税関連の電子ファイルを一括して引き継ぐのが適切と考え、これらファイルをUSBメモリーに一括してコピーし、これをH17 元法人担当係長Zに引き継いだと推認される。Uへの事情聴取において、Uは「USBメモリーについては覚えがないが、Zが引継ぎを受けたというのなら多分私が引き継いでいるのだろう」旨証言している。しかし、Zへの事情聴取において、引継ぎを受けたZは、USBメモリーに記録されたファイルに大量のデータが記録されていたため、ここに記録されていた「入湯税引き継ぎ事項」と題する書面(別紙20)のファイルを開くことがなかった旨証言している。

また、H17 元法人担当主任A aへの事情聴取によると、A aは「前任の元課税課主任Kから引継ぎを受けた。簿冊とフロッピーを引き継いだと思う」旨証言している。

エ A社は、平成17年度の入湯税として8,071,500円を申告納入したが、本件過少申告問題が認識されることはなかった。また、平成16年度に税務管理課長に就任し、本件過少申告問題を認識していることが推認できる元課税課長Gらが、本件過少申告問題の解決に取り組んだ事実は認められない。

また、平成17年10月に新たに営業を開始した施設の歳入は、平成15年度に営業を開始した施設の実績を基に見込んでおり、入湯税導入時のA社の資料は用いていない。

なお、A社の入湯税に係る平成18年度歳入予算は、前年度の平成17年度歳入予算の9,089,000円をベースとして、入湯客数が減少することを前提に7,775,000円が計上された。

(6) 平成18年度

平成18年度は課長に異動があり、前任のH16 元市民税担当課長Xから新たにH18 元市民税担当課長B bが就任した。

A社は、平成18年度の入湯税として7,900,725円を申告納入したが、本件過少申告問題が認識されることはなかった。なお、本件過少申告問題を認識しているこ

とが推認できる元課税課長Gが平成18年4月1日に税務管理課長から税務部長に昇任したが、本件過少申告問題の解決に取り組んだ事実は認められない。なお、元課税課長Gは平成19年3月31日付けで退職している。

なお、A社の入湯税に係る平成19年度歳入予算は、前年度の平成18年度歳入予算の7,775,000円をベースとして、入湯客数が微減となることを前提に7,319,000円が計上された。

(7) 平成19年度

平成19年度は事務担当者に異動があり、前任の元法人担当主任A aから新たに元法人担当主任D dが就任した。D dへの事情聴取において、D dは「当局案の引継ぎは受けていないし、認識もない」旨証言している。

A社は、平成19年度の入湯税として7,400,325円を申告納入したが、本件過少申告問題が認識されることはなかった。

なお、A社の入湯税に係る平成20年度歳入予算は、前年度の平成19年度歳入予算の7,319,000円をベースとして、入湯客数が微増となることを前提に7,354,000円が計上された。

(8) 平成20年度

平成20年度は市民税担当課内で入湯税に関わる職員に特に異動はなかった。

A社は、平成20年度の入湯税として5,720,550円を申告納入したが、本件過少申告問題が認識されることはなかった。

なお、A社の入湯税に係る平成21年度歳入予算は、前年度の平成20年度歳入予算の7,354,000円をベースとして、入湯客数が減少することを前提に6,115,000円が計上された。

(9) 平成21年度

平成21年度は事務担当者に異動があり、前任のH19元法人担当主任D dから新たに元法人担当主事E eが事務を担当することとなった。E eへの事情聴取において、E eは「前任のD dから水色の古い簿冊を引き継いだ。フロッピー、MO、USBは受けていない」旨証言している。

A社は、平成21年度の入湯税として5,151,675円を申告納入したが、本件過少申告問題が認識されることはなかった。

なお、A社の入湯税に係る平成22年度歳入予算は、前年度の平成21年度歳入予算の6,115,000円をベースとして、入湯客数が減少することを前提に4,512,000円が計上された。

(10) 平成22年度

平成22年度は課長に異動があり、前任のH18元市民税担当課長B bの退職により当時課長補佐であったH22元市民税担当課長G gが昇任した。また、事務担当者にも異動があり、前任の元法人担当主事E eから新たに再任用職員としてH22元法人担当再任用H hが配属された。

B bへの事情聴取において、B bは「入湯税については、後任のH22元市民税課長G gに何かを引き継いだことはない」旨証言し、また、G gへの事情聴取において、G gは「入湯税について前任者からの引継ぎはなかった」旨証言している。

A社は、平成22年度の入湯税として5,125,950円を申告納入したが、本件過少申告問題が認識されることはなかった。

なお、A社の入湯税に係る平成23年度歳入予算は、前年度の平成22年度歳入予算の4,512,000円をベースとして、入湯客数が増加することを前提に5,316,000円が計上された。

(11) 平成23年度

平成23年度は事務担当者に変更があり、前任のH22元法人担当再任用Hhから新たに法人担当主事Kkが事務を担当することとなった。Kkへの事情聴取において、Kkは「当局案の引継ぎは受けていない」旨証言している。

A社は、平成23年度の入湯税として5,017,800円を申告納入したが、本件過少申告問題が認識されることはなかった。

なお、A社の入湯税に係る平成24年度歳入予算は、前年度の平成23年度歳入予算の5,316,000円をベースとして、入湯客数が微減となることを前提に4,764,000円が計上された。

(12) 平成24年度

平成24年度は課長に異動があり、前任のH22元市民税担当課長Ggの退職により新たに現在の市民税課長が就任した。

また、係長にも異動があり、前任のZの退職により新たに現在の市民税課法人担当係長が就任した。

その後、第2に記載のような経過を経て、平成24年8月20日、本件過少申告問題が認識されることとなった。

第6 本件過少申告問題の責任等

1 本件過少申告問題の責任

(1) 『当局案（20年過少申告認容方針）』を承認した者

平成12年度のA社に対する入湯税の課税に係る経過を振り返れば、平成12年5月22日のA社の『5年間3分の1申告方針（A社要望）』の要望を受けた上で、当初の『過少申告に注意する方針』が『申告を受理して早期に是正させる方針』又は『当局案（20年過少申告認容方針）』へと変容していったものである。

『申告を受理して早期に是正させる方針』は、条例の施行が近づくにつれての緊急避難的な策であったと思われるが、『当局案（20年過少申告認容方針）』は、地方税法上増額更正が許容される期間をはるかに超過して過少な入湯税の申告納入を許容する結果を招き、市税条例に明記されない限り効力が生じる余地は全くないものである。平成12年7月4日に本市職員がA社に対し『当局案（20年過少申告認容方針）』を口頭で提案し、合意を得たことは、これをどのように評価しようと重大かつ明白な瑕疵のある行為であったといわざるを得ない。

市税条例改正後の平成12年5月、B社温浴施設が廃業した事実があるように、スーパー銭湯の生存競争が厳しい中で、A社と直接折衝する職責を担う課税課職員には相当な重圧がかかっていたと思われる。また、条例化に携わった税務管理課職員が平成11年度にA社に課税説明を行った際も理解を得るに至らなかった事実があり、平成12年度に入湯税の課税事務を所管することとなった課税課においても、平成12年10月以降A社が入湯税を申告・納付しないことへの危惧があったと思われる。

元課税課主事Lは、平成12年5月22日にA社から要望があったと推認されるA社の『5年間3分の1申告方針（A社要望）』を受け入れた場合、将来にわたってA社の申告納入額が3分の1となることを危惧し、上司の元課税課係長Jと相談の上、少しでもA社の申告納入額を適正化するよう、J及び元課税課長Gの承認を得て、『当局案（20年過少申告認容方針）』を策定したと推認される。

真相は不明であるが、平成12年6月22日に元総務局参与Fに説明され、承認された方針が、『当局案（20年過少申告認容方針）』であった場合には、その承認者はFとなる。しかし、承認された方針が、『申告を受理して早期に是正させる方針』であった場合には、『当局案（20年過少申告認容方針）』の策定が、当時の課税課職員によって既に作成されていたにもかかわらず、敢えてそれをFに説明していないことから、その承認者は当時の課税課長のGであったと推認される。

(2) 『当局案（20年過少申告認容方針）』の承認に係る責任

平成12年6月22日に元総務局参与Fが『当局案（20年過少申告認容方針）』を承認していた場合、Fはもとより、この検討及び作成に関わったことが認められる元課税課長G、元課税課参事H、元課税課係長J及び元課税課主事Lの責任も免れない。

また、同日にFが『申告を受理して早期に是正させる方針』を承認していた場合においても、Fは、その後の課税課職員とA社との間の申告の是正に向けた具体的な折衝の内容や改正条例施行後のA社の申告の動向等について注意を払うとともに、法令違反等が認められるのであれば、直ちにその是正に向けて具体的な措置を講じなければならなかった。

加えて、平成12年6月22日のFへの入湯税説明の場にいたことが推認できる元税務部長（当時税務管理課長）Nの過少申告の是正責任もFと同様に問題となる。

さらに、Fの直属の上司である元総務局長Aは、平成11年度の入湯税の導入時、A社と不正な協議・合意を行った平成12年度、及び過少申告問題を引き継いだ平成13年度の3年間にわたり、局業務の統制及び調整を行う職にあることから、その管理監督責任を問われることになると考えられる。

加えて、今回の本件過少申告問題の重大さを勘案すれば、当時の市長、副市長（当時は助役）も同様の管理監督責任が免れないといわざるを得ない。

(3) 平成13年度に本件過少申告問題を改善できなかった責任

平成12年10月の入湯税の導入後、本件過少申告問題は、平成24年8月20日にA社に税務調査を実施するまで認識できなかった。

本件過少申告問題が潜在化した理由として、いくつかの要因が考えられるが、第1に、平成13年度当時、本件過少申告問題を知っていた、あるいは、別紙20の「入湯税の引き継ぎ事項」や『当局案（20年過少申告認容方針）』の引継ぎを受け、そこに潜む問題を認識していながら、その改善に取り組む職員がいなかった点があげられる。

平成13年度当時の課税課は、『当局案（20年過少申告認容方針）』の策定に関わり、本件過少申告問題を知っていたと推認される元課税課長Gが組織の長であり、Gは、元課税課参事OにA社を訪問するよう指示したが、自ら過少申告の是正に向けた取組を行っていない。

また、A社と直接折衝する職責を担う元課税課課長補佐Pは、『当局案（20年過少申告認容方針）』は知らない可能性はあるものの、少なくとも『申告を受理して早期に是正させる方針』を知っていたと思われるが、それを問題視することなく、是正に向けた取組を行っていない。Pは事情聴取において、「本来あってはならないことだが、数年で正常に戻す約束をしており、新税の導入に当たっては一定仕方のないことだとの意識もあり、大きな問題と思わなかった」旨証言している。Pが平成13年度末をもって退職するに当たり、後任の法人市民税担当の担当者に対して本件過少申告問題の引継ぎを行わなかったことも、結果として本件過少申告問題が潜在化した原因となった。

結局、最低限でも『申告を受理して早期に是正させる方針』を知っていたと思われる元課税課課長補佐Pは、それを積極的に「是正」すべき職責を果たさなかった点に問題がある。

加えて、当時の元課税課長Gの直属の上司である元税務部長Nや、Nの上司である元総務局参与M、元総務局長A、当時の市長、副市長（当時は助役）の管理監督責任についても、問題がある。

なお、元課税課主事Lから『当局案（20年過少申告認容方針）』について引継ぎを受けたことが推認できる元課税課主事R及び、元課税課長Gの指示を受け、RとともにA社を訪問して適正な申告を指導した元課税課参事Oについては、A社との調整といった強い違法性が認められる行為に関わっていないが、A社の申告が過少であることの認識を欠いている点に問題がある。

(4) 平成14年度以降に本件過少申告問題を発見できなかった責任

担当者間の形式的な引継ぎが途切れた平成14年度以降においては、『当局案（20年

過少申告認容方針)』の策定に関与した一部の職員を除き、A社との「不正な協議・合意」の事実を知る職員はほとんどいない実態が生じたことと推認されるが、A社の申告納入額が他の温浴施設に比べて少ないと認識する職員は存在した事実が認められる。

しかし、入湯税は申告納税であり、明白な証拠もなしに特別徴収義務者の申告額を過少であると決め付けることはできないことや、これまで入湯税の課税事務において、課税庁として税務調査の手法が活用される気運が希薄であったこと、また、入湯税が本市税収に占める割合は極端に低く（平成23年度決算ベース及び平成22年度決算ベースでいずれも0.046%）、市税収入における構成割合が高い市民税や固定資産税等の収入確保が優先されてきたことなどの事情もあり、A社を含めた入湯税の特別徴収義務者に対する税務調査が行われなかった。

後年度にA社との「不正な協議・合意」の事実を知ると推認される職員が組織の要職に就くといった状況の中で、結果としてA社の過少申告に対して税務調査をはじめとした適正な是正措置が講じられなかったことについては、組織的にも大きな責任がある。

(5) 本件過少申告問題の責任

上記のとおり、本件過少申告問題が発生したのは、損害賠償など民事上の責任を負うか否かを問わず、平成12年度当時の調整に関わった関係職員に第一次的な責任があると考えられるが、総務局長、副市長（当時は助役）、市長の管理監督責任も問われるべきである。

また、平成13年度に引継ぎを受けながら後年度にそれを引き継がなかった職員、その上司である課長、部長、参与、総務局長にも責任があり、さらには本件過少申告問題を認識できず、是正できなかった点で、平成14年度から平成23年度までの入湯税に携わった全職員、とりわけ管理監督者の地位にある課長級以上の管理職員に責任があると思われる。

2 外部からの圧力等の有無

関係書類を調査する中で、名前が2箇所（平成11年10月18日、平成12年5月1日）に明記されている甲議員が存在している。

平成11年10月18日に甲議員と接触した可能性が高いと思われる元税務管理課長Cへの事情聴取において、Cは「自身も一度業者と会った。どのタイミングで会ったか、議員が同席だったか記憶は定かではない」旨証言する一方、「この件で圧力や口利きなどはなかった」旨証言しており、甲議員がCの職務に影響を与えるものでなかったと思われる。

また、もう一つの平成12年5月1日は、甲議員に対して直接当時の税務管理課長であった元税務部長N及び元税務管理課主任Eが入湯税について説明を行っているが、N及びEの事情聴取において、Nには記憶がなく、また、Eは入湯税の条例化についての一般的な説明を行ったものとどまる旨証言しており、甲議員の動向がNやEの職務に影響を与えるものでなかったと思われる。

その他、今回の調査を通じて、甲議員以外で本件過少申告問題について影響のあった外部の者の存在はなかった。

3 本件過少申告問題が生じた要因

(1) 入湯税の条例化の裁量

入湯税は、「課税することができる」（地方税法第5条第6項）税目ではなく、「課する

ものとする」(同条第4項)税目であり、地方税法上は市内でB社温浴施設が鉱泉化した平成3年に条例化すべきものであったと考えられる。しかし、現実には、温泉地の温泉旅館への入湯という奢侈性が認められる入湯行為と、質の高い公衆浴場という実質を持つスーパー銭湯への入湯行為が、同じ担税力を有する行為として位置付けられることについては不公平感が否めず、全国の各地方公共団体における入湯税の条例化の有無という違いの原因となっていると推認される。

すなわち、入湯税は、実態的には各地方公共団体に広い課税自主権が認められている税目であり、各地方公共団体間で課税の有無や税率等に違いがある税目となっている。

この広い課税自主権を前提として、平成11年度の入湯税の条例化は、それまで条例化されず入湯税が課税されていなかったB社温浴施設との対比において、新たに掘削して鉱泉とした当時のA社温浴施設のみを対象とした旨の誤解を生じさせた可能性があったと推認される。

特に、A社がA社温浴施設の鉱泉化に向けて掘削を計画した時点において、A社の入湯税の課税の有無について本市に問い合わせがあった際、本市職員が条例がないので課税されない旨の回答をしたことが、A社に誤解を与えてしまったと思われる。

入湯税を負担するのは入湯客であるが、現実的には入湯施設の利用料金の値上げが死活問題になることもあり、平成12年10月当時、A社温浴施設の値上げが困難であったこともA社の強い抵抗につながったものと推認される。

(2) 入湯税の課税内容の幅の広さ

入湯税は、平成11年に県下の条例化の取扱いの統一が図られる動きがあったことから明らかとなり、地方税法上の立法裁量の幅が広く、各地方公共団体において横並びでない取扱いがなされてきている。

地方税法上、入湯税は「1日150円」を課税標準とする旨規定しているだけで、その運用をいかなるものとするかについて幅があるため、これまで多くの行政事例が積み上げられてきた。

スーパー銭湯のような日帰りの入湯客を顧客とする施設における入湯行為は、奢侈性が明確な温泉地の温泉旅館での1泊2日の温泉利用のケースに比べて奢侈性に違いがある。

当時、区域内に温泉地が存在する西宮市や箕面市において、温泉旅館での入湯行為は150円、日帰りでの入湯行為については、その半額の75円といったような違いが設けられていたことなどを考慮して、市税条例においては「75円」という税額を規定した。

元税務管理課課長補佐D及び元税務管理課主任Eへの事情聴取によると、75円という税額の設定自体が、平成12年度当時に入湯税の課税が想定されていた2箇所の入湯施設(B社温浴施設は課税前に廃業)に対する優遇措置であるとされ、経過措置を検討しなかった要因になった。

(3) 権力行使を伴う税務調査への消極性

入湯税の納入義務者は入湯客であるが(市税条例第96条の9)、その徴収は特別徴収の方法によるとされており(市税条例第96条の12)、納付は申告納税とされているところ、いわゆる9・6・4問題に見られるような課題がある中で、当該徴収義務者が本

来の税額よりも低い税額で申告納税してきた場合のチェック体制を欠き、受理せざるを得ない実態があったと推認される。

また、過少申告を是正する手法は厳に法令上存するところであるが、本市の組織として、そのような権力行使は、不慣れで、消極的であったことに加え、税金に占める割合が少ない入湯税の調査より、優先して取り組むべき課題が山積している実態が、本件過少申告問題が潜在化した要因の一つになったものと推認される。

(4) 法令順守意識の希薄さ

公権力により強制的に賦課徴収される租税の内容は、条例又は法令といった法規範の定めによって決定されることはいうまでもない。

本市に初めて導入された入湯税の賦課徴収に当たって、市職員に基本的な法令順守意識の希薄さがあったと推認される。

第7 再発防止策等

1 入湯施設への定期的な調査の実施

申告納入方式をとる入湯税については、今後は定期的に税務調査を実施し、過少申告を未然に防止する措置を講じていく。

また、定期的な調査を原則としつつも、必要であれば抜き打ち的に実施することも、課税の適正化にとって極めて有効であると思われる。

2 コンプライアンス研修の実施

本件過少申告問題の根本には、12年前とはいえ、税に携わる職員をはじめ、職員のコンプライアンス意識が欠如していたことが要因になっていると推認される。

そこで、平成24年10月15日は課長級以上の管理監督者を対象に、また、同月23日には課長補佐級以下の職員を対象として、人事管理部主催の下で全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。

今後も引き続き実施していく。

3 公益通報制度の活性化

本来、職場で何らかの課題が生じた場合、直ちに上司や同僚に報告し、連絡、相談することにより、職場全体でその情報を共有する体制を整備すべきである。

しかし、職場の雰囲気によっては、課題や情報の共有が図れない場合もあるので、そのような時には、「公益通報制度」が活用されることになる。

平成12年度当時、現在制度化されている「公益通報制度」があり、活用されていれば、本件過少申告問題のような本来許されるべきではない税務処理が表面化していた可能性がある。

今後、組織としての不正を認識した職員が、積極的に公益通報制度を活用していく土壌を醸成し、その活性化を図る必要がある。

4 誤りのない事務処理体制の構築

本件過少申告問題の過程を振り返った場合、当時の税務部において、本来なされるべき基本的な事務処理がなされていない実態が見られる。

本来あってはならないことであるが、『当局案（20年過少申告認容方針）』も本市が

特別徴収義務者に対して表示する意思である以上、決裁措置が必要である。内容の重大さに鑑みれば決裁権者は市長になるものと見られ、仮にこの決裁措置がされていた場合、意思決定に至るまでに判断の誤りが正されていた可能性は高い。

また、『当局案（20年過少申告認容方針）』等の文書の引継ぎも問題である。これらの文書が後年度の職員に適正に引き継がれていれば、A社の租税債権が時効で消滅する事態は避けられていた可能性が高い。

加えて、歳入予算のデータ分析の甘さである。入湯税を新税として導入した以上、その後の税収の動向等を分析する際には導入当初のデータを活用する視点も必要であり、単に前年度の実績数値を基に後年度の歳入予算を積算すればそれで済むと考えるべきではない。

本件過少申告問題が認識できたことを教訓として、今後、誤りのない事務処理体制を築いていくためには、税務部局の職員に限らず、すべての職員が原点に立ち戻り、意思決定時の決裁や文書引継ぎ、予算算定といった基本的な事務処理を適正、的確に行う意識を持たなければならない。

これら事故のない事務処理体制の構築は、税務部局を超えた本市全体の問題でもあり、今後、全庁的な調整のもとに、これを具体化するための検討を行っていくこととする。

第8 関係者への処分の方針

1 被用者に対する使用者の損害賠償請求、求償の制限

使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被った場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきである（最高裁昭和51年7月8日第一小法廷判決）。

これまで、使用者が退職した被用者を相手に在職中に被った損害の賠償を求める類型の訴訟は多いが、下級審の判例の一般的傾向としては、被用者の加害行為の態様、とりわけ有責性ないし非難性の大小や、日頃の勤務態度と使用者側の事故発生に対する寄与度や任意保険加入の有無などが比較衡量されて、損害の割合的認定がなされてきたが、上記最高裁判決によって、被用者の使用者に対する責任は全部責任ではなく一部に制限されることが確認された。

本件過少申告問題については、A社と市職員が協議・合意の上、入湯税を申告する時点でたとえ申告額が過少であってもそれを許容する措置が講じられている点において不正な取扱いであったことは明白で、また、第5において認定した事実によっても、平成13年度以降に本件過少申告問題を認識し、是正する機会があったものと認められる。

この意味において、現時点で最大限の増額更正処分を講じても本市が徴収することが不可能となっている税相当額については、請求額を精査の上、本件過少申告問題に関与し、また、是正措置を講じなかった関係者に対して損害賠償請求を行うべきである。

2 第三者機関の設置

最高裁昭和51年7月8日第一小法廷判決が認定した割合は、被用者4分の1、使用者4分の3であった。

また、本市が当事者となった特別土地保有税事件の判決（神戸地裁尼崎支部平成21年1月22日判決）においては、被告の元職員らが負うべき損害賠償責任は時効消滅した租税債権額の15%であるとされた。

この割合の認定は事実関係次第で揺れ動く要素があり、一義的明白な基準化はできないところであるが、これら関係者並びに損害賠償の範囲及び額などを決定する場合、本市職員による調査では限界がある。

判断の客観性、公平性を保ち、妥当な結論を得るためには、弁護士、大学教授等の学識経験者など外部の者によって構成される第三者機関を設置し、意見具申を頂いた上で判断すべきであるとする。

おわりに

今回の入湯税の過少申告問題は、平成12年度の入湯税導入時、当時の担当課職員が、法や条例に基づかない不正な方法で、事業者との間で納税額を過少に申告することを合意したものである。本件は、たとえ少しでも税収を確保したいとの思いから行ったものとしても、法令等に違反していることは明白であり、その結果、本市行政は大きく市民の信用を失うこととなった。

今後、早急に市民の信頼回復を図るとともに、二度とこのような問題を起こさないため、職員全員が一丸となり、次の5点の改善策に取り組むことをもってこの報告書のまとめとしたい。

まず1点目は、納税者の意識を大切にするという点である。われわれが取り扱っている税金は、法律や条例に裏付けられた「公権力」によって徴収された公金であることを再認識する必要がある。公金の取扱いや使途に対する納税者の目は、当然のことながら厳しいものがあり、職員は、こうした納税者の意識に対し、十分な説明責任を果たさなければならない。

2点目は、すべての職員が公金に対する緊張感を持つという点である。例え一部の職員の不祥事によって引き起こされた問題であっても、その問題が市役所全体の信頼の失墜につながり、信頼を取り戻すのに気の遠くなるような歳月を要することを再度自覚しなければならない。

3点目は、上司や部下、同僚、先輩、後輩といった周りの職員と相談しやすい職場環境をつくるという点である。職務上の問題や課題は、一人で悩むことなく、職場全体で解決に取り組むことによって改善策につながることも多い。風通しの良い職場づくりに向けた取組が、職場としての「政策立案能力」の向上につながり、ひいては市全体の公益増進に結びつく。今後、尼崎市職員全員が一丸となり、こうした職場づくりに取り組んでいかなければならない。

4点目は、事案の解決にいわゆる「政策力」を活用するという点である。今回の入湯税の過少申告問題はもとより、これまで本市で発生した卸売市場偽計業務妨害事件や特別土地保有税事件においても、当事者となった市職員の中に賄賂などを受け取った事実がない点は共通している。すなわち、これらの事件は、職務上の課題に対して市職員が個人レベルで誤った判断を行った結果であり、その当時、本質を見極めて議論していれば、未然に防止することができたと考えられる。

最後の5点目は、仕事の進め方の改善である。今回の入湯税の過少申告問題は、当初の不正な取扱いが翌年度に引き継がれても、引き継がれた職員に問題意識もなく事務が進められ、その翌年度には引継ぎさえ行われていない。また、引継ぎが途絶えた後においては、予算調製や決算時に安易な前年踏襲が繰り返されるだけで、過去の資料に立ち返ることや基礎的なデータ等をチェックする体制もなかったことが、結果として、今回の問題の表面化が遅れた原因の一つになった。今後は、今回の反省を踏まえ、職場ごとに事務引継ぎの方法や日常の業務点検の体制等を見直し、問題が認識されることなく見過ごされることがないように、仕事の進め方について改善を図っていきたい。